



唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針



唐津市

Karatsu

唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針

はじめに



平成17年1月と18年1月の2ヵ年にかけて1市6町2村が合併し、新しい唐津市が誕生しました。

“新しい唐津市”は、玄海国定公園に指定された美しい海、松浦川・玉島川の豊かな水源、虹の松原、天山・脊振山系の緑などの恵まれた自然、古来より大陸との玄関口として重要な役割を果たしてきた歴史、数多くの文化財、唐津焼、伝統的な祭りなどの多彩な文化といった、美しく、かけがえのない地域の宝を有しています。

これらの宝は、長い歳月を経て先人達が育んできたものであり、心に安らぎを与えてくれる市民共有の財産です。

今回の「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」は、これらを守り、育て、次世代に引き継ぐことのみならず、効果的な活用を図り、本市の活性化に資するための基本方針として策定したものです。

経済社会の成熟化とともに、人々の価値観も量から質へと変化しており、良好な「景観」の果たす役割の大きさが改めて認識されています。

地域の自然・歴史・文化に根ざした、美しい景観を保全・創造・活用することによるまちづくりは、暮らしの心地良さとともに、観光振興や産業振興など、地域の活性化に直接結びつく施策として評価されています。

しかし、このようなまちづくりは、行政だけで進められるものではなく、市民、事業者の皆さまに積極的に参画していただき、力を合わせて取り組んでいくことが大切だと考えております。

今後は、この基本方針をもとに、唐津市に住んでよかったと思えるまち、唐津市に行ってみてよかった、また行ってみたいと思われるようなまちを市民の皆さまとともに作りあげていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この基本方針を策定するにあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた「唐津市景観まちづくり懇話会」の委員の皆さまをはじめ、多くの関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成19年10月11日

唐津市長 坂井 俊之

目 次

第1章 景観形成基本方針の概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 1-1 景観形成基本方針の背景・目的・役割 | 1 |
| (1) 背景 | 1 |
| (2) 目的 | 1 |
| (3) 役割 | 2 |
| 1-2 近年の動向とこれまでの取り組み | 3 |
| (1) 景観施策の近年の動向 | 3 |
| (2) 新しい唐津市のまちづくり | 5 |
| (3) これまでの景観に関する取り組みと上位計画における位置づけ | 9 |

第2章 唐津市の現況把握

| | |
|----------------|----|
| 2-1 唐津市の概要 | 11 |
| (1) 位置・面積 | 11 |
| (2) 自然的条件 | 11 |
| (3) 社会的条件 | 14 |
| 2-2 唐津市の景観の現況 | 19 |
| (1) 要素別の景観特性 | 19 |
| (2) 自然的景観 | 19 |
| (3) 歴史・文化的景観 | 24 |
| (4) 生活・風土的景観 | 28 |
| (5) 都市的景観 | 32 |
| (6) 景観資源のまとめ | 37 |
| 2-3 景観構造の特性と課題 | 39 |

第3章 目指すべき取り組みの方向性

| | |
|---------------------|----|
| 3-1 取り組みの視点 | 42 |
| 3-2 取り組みの基本戦略 | 44 |
| 3-3 取り組みの主体別の役割 | 45 |
| 3-4 基本戦略の実現に向けた取り組み | 46 |

第4章 景観形成基本方針

| | |
|------------------------|----|
| 4-1 市域全体における景観まちづくりの方針 | 47 |
| (1) 景観まちづくりテーマ | 47 |
| (2) 基本方針 | 47 |
| (3) 景観形成の基本方針図 | 49 |
| 4-2 地域毎の景観まちづくりの指針 | 51 |
| (1) 唐津湾周辺ゾーン | 51 |
| (2) 半島沿岸 北ゾーン | 53 |
| (3) 半島沿岸 南ゾーン | 54 |

| | |
|---------------------|----|
| (4) 上場合地ゾーン | 55 |
| (5) 松浦川流域ゾーン | 56 |
| (6) 玉島川流域ゾーン | 58 |
| (7) 天山・脊振山系ゾーン | 59 |
| (8) 島しょ群 | 59 |
| 4-3 景観資源を結ぶ重要ルートの指針 | 60 |
| (1) 重要ルートの設定 | 60 |
| (2) 重要ルートの取り組みイメージ | 65 |

第5章 推進方策

| | |
|--------------------|----|
| 5-1 景観まちづくり施策の明確化 | 70 |
| 5-2 景観誘導のためのルールづくり | 70 |
| (1) 現行制度の活用 | 70 |
| (2) 新たな制度づくり | 70 |
| 5-3 市民活動への支援・制度の充実 | 71 |
| (1) 市民活動への支援 | 71 |
| (2) 普及啓発への取り組み | 71 |
| 5-4 景観まちづくりの推進施策 | 72 |
| 5-5 先導的に取り組むエリアの設定 | 75 |
| 5-6 景観まちづくりの推進体制 | 79 |
| (1) 協働の組織づくり | 79 |
| (2) 市民参加のしくみづくり | 79 |
| (3) 行政内の組織づくり | 80 |

資 料

| | |
|--------------------|----|
| 1 唐津市景観まちづくり懇話会 | 83 |
| 2 唐津市景観形成基本方針策定委員会 | 84 |
| 3 市民アンケート | 85 |

【巻末：資料編】

第1章 景観形成基本方針の概要

1-1 景観形成基本方針策定の背景・目的・役割

(1) 背景

① 景観に対する関心の高まり

社会が成熟化の段階を迎える中で、良好な「景観」の果たす役割の大きさが改めて認識されています。優れた「景観」は、地域に対する誇りや愛着を育み、個性あふれるまちづくりや都市環境の向上に資するものです。

唐津市では、ふるさとのシンボルともいえる唐津城や城址の遺構などからなる歴史的な町並み保全への取り組みなど、市民の景観に対する関心が高まっています。

② “新しい唐津”の総合的な景観施策の展開の必要性

平成17年1月と18年1月の2ヶ年にかけて、1市6町2村の合併により新しい唐津市が誕生しました。“新しい唐津”において、自然的・歴史的・文化的資源に富んだ多様で優れた景観を保全、再生、創造し、地域の活性化に繋げていくためには、市域全体の一体的、総合的な景観施策の展開を考えていく必要があります。

③ 地域の個性を活かした、市民、事業者、行政の協働による景観づくりの推進

多様で優れた景観は、長い歳月の流れの中で、地域が持つ環境、人々の営みにより形成されてきたものです。地域の個性を活かした景観づくりを推進するためには、市民、事業者、行政の役割分担と連携、協力が不可欠となります。

(2) 目的

新しい唐津市は、背振山系・天山山系の緑、松浦川水系・玉島川水系の豊かな水源、虹の松原と砂浜が広がる唐津湾、玄界灘に面する美しく変化に富んだリヤス式の海岸線など、山、川、そして大陸へとつながる海で構成された豊かな自然景観に恵まれています。

また、古来より大陸との玄関口として、日本の先端文化の発祥地として栄え、多数の豪族たちの城跡をはじめ、豊臣秀吉の朝鮮出兵の基地となった名護屋城跡、唐津城下の城下町のほか、近代建築遺産など多様な歴史的景観が現存しています。

さらには、伝統工芸品唐津焼、唐津くんちの曳山行事をはじめとする伝統的な祭り、日本農村の原風景となる蕨野の棚田など、人々の日々の営みの中で育まれた文化的景観を受け継いでいます。

このように、新しい出発点を迎えた唐津市には、自然、歴史、文化の各方面において、長い歳月を経て築かれ、先人達から受け継いできた、美しく、心に安らぎを与えてくれる多種多様な景観資源を誇っています。

この「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針（以下『景観形成基本方針』）」は、新しい唐津市の多様で優れた景観を

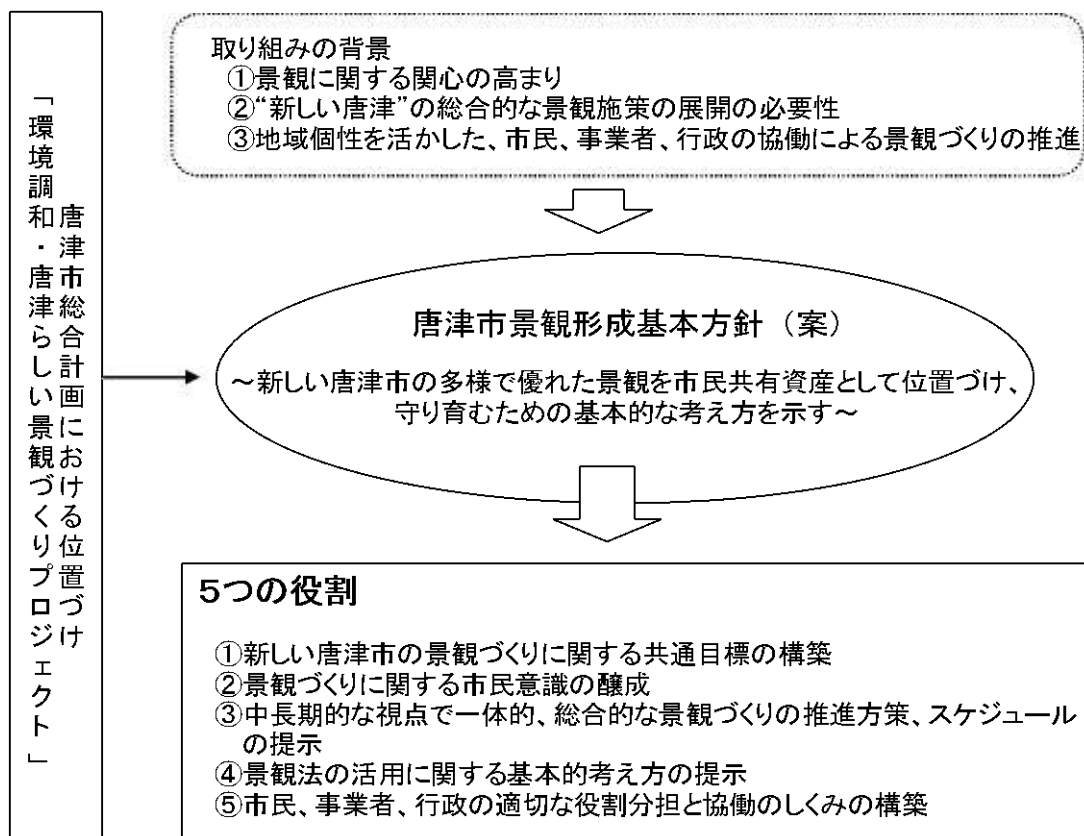
市民共有の資産として位置づけ、守り育むための基本的な考え方を示すこと

を目的とします。

(3) 役割

本景観形成基本方針では、唐津市全域を対象に次の5つの役割を担うため、景観づくりに関する基本的な考え方を示します。

- ① 新しい唐津市の景観づくりに関する共通目標の構築
- ② 景観づくりに関する市民意識の醸成
- ③ 中長期的な視点での一体的、総合的な景観づくりの推進方策、スケジュールの提示
- ④ 景観法の活用に関する基本的考え方の提示
- ⑤ 市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働のしくみの構築



1-2 近年の動向とこれまでの取り組み

(1) 景観施策の近年の動向

① 「美しい国づくり政策大綱」の公表（平成15年7月）

国においては、国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に、「美しい国づくり政策大綱」が公表された。この中で、国は、行政の方向を美しい国づくりに向けて舵を切ることを、「自ら襟を正す」という表現で宣言しています。

美しい国づくりのための施策展開として、次の15の具体的施策が位置づけられています。

■ 15の具体的施策

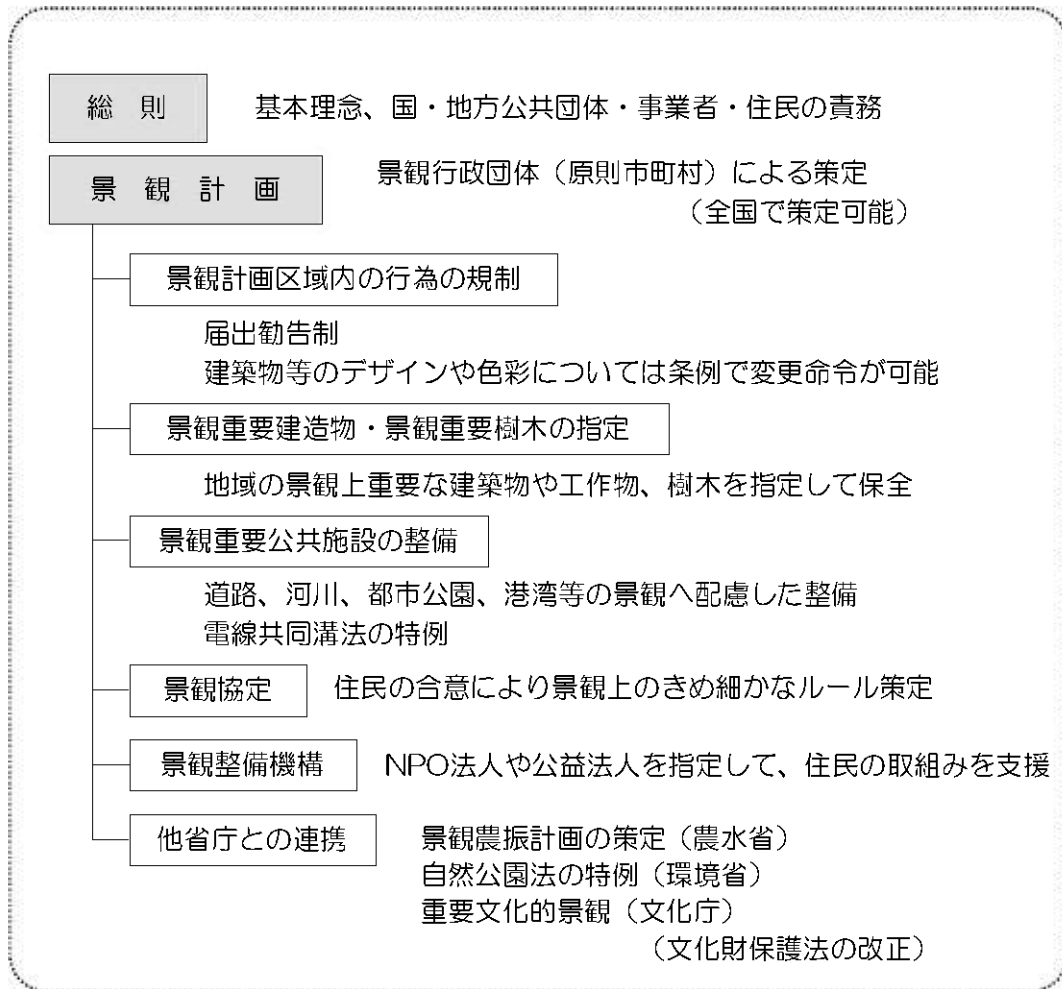
- ① 事業における景観形成の原則化
- ② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立
- ③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等
- ④ 景観に関する基本法制の制定
- ⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実
- ⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出
- ⑦ 屋外広告物制度の充実等
- ⑧ 電線類地中化の推進
- ⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討
- ⑩ 多様な担い手の育成と参画推進
- ⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進
- ⑫ 地域景観の点検促進
- ⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築
- ⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開
- ⑮ 技術開発

② 「景観法」の制定（平成16年6月）

「美しい国づくり政策大綱」に基づき、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」が制定されました。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明らかにしています。また、実行法として、景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みを備えており、今後、地方公共団体が景観形成への取り組みを行うための基盤が整備されました。

■ 景観法の体系（景観地区については省略）



③文化的景観（文化財保護法の一部の改正）

平成16年に文化財保護法が改正され、棚田や里山など、人と自然との関わりの中で作り出された優れた景観を「文化的景観」と定義し、文化財における一領域が新たに位置づけられました。

特に重要な「文化的景観」については、都道府県・市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定できます。

文化庁の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（平成15年6月）」では、全国502箇所の文化的景観を抽出しており、さらにその中から、「美しさややすらぎのあるところ」、「絶滅危惧種の生息地など貴重なところ」、「地域が特定できるところ」、「地域住民と地方公共団体が連携してその保全に取り組んでいるところ」の4つ視点から、180箇所の重点地域を選定しており、唐津市内では相知町の「蕨野の棚田」が選定されています。

このため、相知町の「蕨野の棚田」では、重要文化的景観の選定を視野に、平成16年度から18年度にかけて、文化的景観の保存活用のための調査研究と計画づくりを進めています。

(2) 新しい唐津市のまちづくり

平成17年1月1日に8町村が合併し、その後、平成18年1月1日に七山村も加わって、新しい唐津市が誕生しました。

新しい唐津市の市民と行政の共有のまちづくりの指針として「唐津市総合計画（平成18年3月）」が策定されていますが、この総合計画の概要と景観施策の位置づけについて以下に整理します。

①概要

<基本理念>

きょうそう
響創のまちづくり

元気が出る新唐津

～海、山、川の響きあい新市の魅力を輝かせ、新しい活力を創る～

<響創のまちづくりの4つの視点>

- 各地域が連携し、輝き、響き合うまちづくり
- 環境と共生し、安全で安心な、活力あるまちづくり
- 地域資源を活かし、本物を目指したまちづくり
- 住民サービスが地域の隅々まで行き届いたまちづくり

<新市の将来像>

「自然と歴史と文化が織りなす 心の散歩道 唐津」・・・モノから心へ

- 生涯を通じた安全・安心都市（生涯安全安心都市）
- 人と地域と自然が共生する環境都市（環境共生都市）
- 創造力に富んだ活力ある調和型産業都市（創造活力産業都市）
- 自然と歴史と文化に包まれた本物が輝く観光文化交流都市（観光文化交流都市）
- 未来を志向する創造都市（未来志向創造都市）

<まちづくり7つの基本>

「もてなしと癒しあふれるまちづくり」

- 快適居住空間形成と少子高齢社会に対応する優しさと温かさのある安全・安心のまちづくり
- 人と自然が共生する環境調和型のまちづくり
- 豊かな心と感性・創造力に満ちた人をはぐくむまちづくり
- 全産業が調和して発展し、若者が住み、生き活きと働けるまちづくり
- 特色ある地域の宝（自然、歴史、文化、伝統、産業）を活かす交通・情報ネットワークが創る観光・交流・物流のまちづくり
- 未来を志向し21世紀を切り拓く自主・自立のまちづくり
- 市民協働のまちづくり

②将来都市構造

土地利用計画の前提となる将来都市構造は、都市的土地利用地域と農林漁業的土地利用地域の2地域で設定され、本市の基本骨格として、都市中心拠点、準拠点、生活拠点とこれらをつなぐ自然軸と都市軸が位置づけられています。



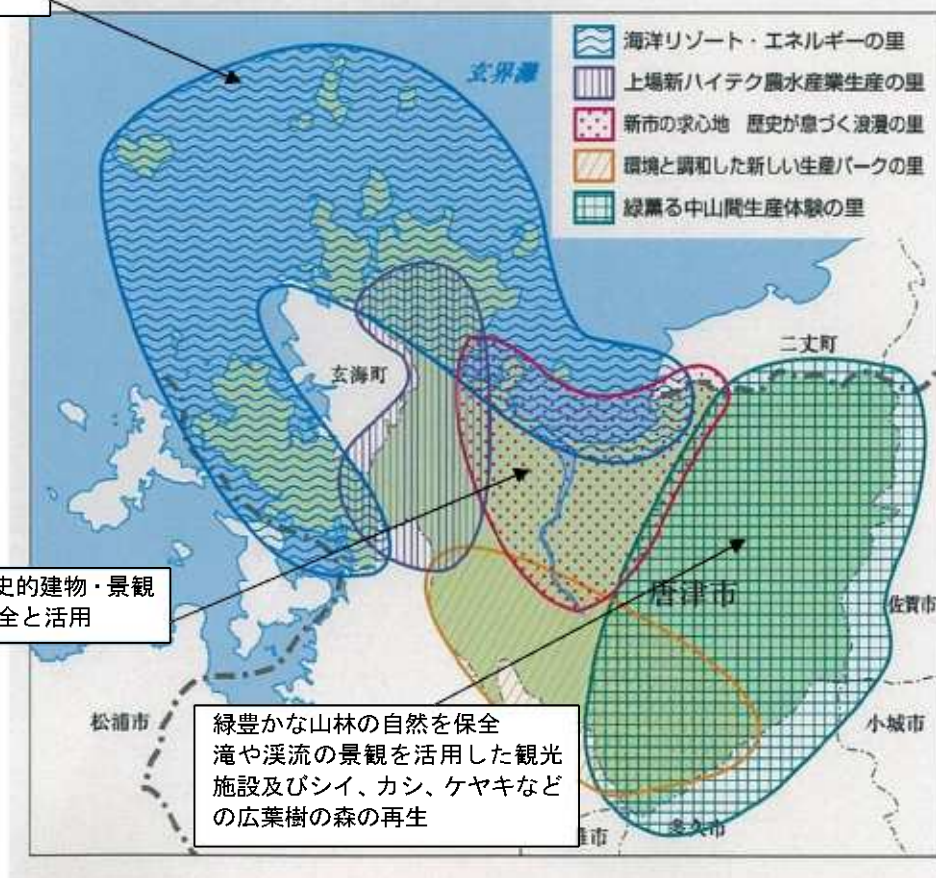
③地域別整備の方針

市内を5つのゾーンに分類し、地域別整備の方針が位置づけられています。各ゾーンにおける景観施策関連の概要は次の通りです。

複雑に入り組んだ
海岸環境の保全

史跡・歴史的建物・景観
などの保全と活用

緑豊かな山林の自然を保全
滝や溪流の景観を活用した観光
施設及びシイ、カシ、ケヤキなど
の広葉樹の森の再生



④景観施策の位置づけ

景観施策については、元気が出る重点プロジェクトの中の「環境調和・守り育てる海・山・川のプロジェクトグループ」において“環境調和・唐津らしい景観づくりプロジェクト”として位置づけられています。

■ 環境調和・唐津らしい景観づくりプロジェクト

| | |
|--------------|--|
| ねらい | <p>唐津市は、海・山・川で形成される風光明媚な自然景観や農山村で保全されている棚田などの田園景観、あるいは、城内地区に数多く残っている石垣遺構や築地塀などの歴史的・文化的景観など、日本を象徴する原風景ともいふべき美しい景観を有しています。</p> <p>また、国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」が公表され、平成16年には「景観法」が公布・施行されています。</p> <p>合併した旧市町村の美しい景観資源を市民共有の資産として、また、地域の宝として将来に継承するため、その整備・保全に努めます。</p> <p>また、事業者や市民との一体的な取り組みにより、唐津らしい良好な景観の創出、地域の環境保全と活性化、さらには、観光その他交流人口の拡大を目指します。</p> |
| 重点施策 (例示) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 景観計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観条例の制定 ○ 景観基礎調査の実施（景観特性の把握、景観に対する市民意識の把握） ○ 景観づくり地区の選定と保全・整備方針の策定 ■ 景観づくりに係わる事業者や市民との一体的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観重要建造物や景観重要樹木の選定 ○ 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する規制・誘導 ○ 公共施設の景観整備に関する方針の策定 ○ 市民との協働による景観に関するルールづくりの推進 ○ 景観づくりに関する市民意識の醸成、啓発事業の実施 ○ 景観づくりに関する助成制度の整備 ■ 環境調和のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境調和のまちづくりに資する活動に対する助成金制度の整備 |

(3) これまでの景観に関する取り組みと上位計画における位置づけ

これまでの景観に関する取り組みと上位計画における位置づけを整理します。

景観に関する取り組みとしては、旧唐津市における城内地区の景観づくり、旧相知町における文化的景観「蕨野の棚田」保存活用策の検討、旧七山村の風景を育てる条例制定などがあります。

| 区分 | 取り組みのタイプ | | | | | 取り組み内容 | 唐津市総合計画におけるそれぞれの地域の施策の展開（景観関連を抜粋） |
|------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------------|---|--|
| | ① 景観 条例 | ② ガイド ライン | ③ 建築 規制 | ④ 緑地 保全 | ⑤ 拠点 整備 保全 | | |
| 旧唐津市 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ②：唐津市都市景観ガイドプラン ③：唐津都市計画高度地区の決定及び運用基準<城内地区> ③：唐津市風致地区内における建築等の規制に関する条例 ④：唐津市緑化推進条例 ⑤：みなとまちづくりの方向性（地域素案） | ○各地域の歴史や伝統、文化などの観光資源と連携し、広域観光ルートの開発や体験型観光など他産業と連携した観光事業の展開を図ります。 ○ <u>歴史的な町並みなど景観の保全を図ります。</u> |
| 浜玉町 | | | | | | | ○豊かな資源を保全・継承し、眠っている観光資源の開拓を行います。また、新唐津市の観光ネットワークにおける、窓口機能を果たすような施策を展開します。 ○ <u>浜崎海岸の環境保全に努めます。</u> |
| 巖木町 | | | | | | | ○優れた自然環境を活かし、通過型観光から体験型観光への転換及び体験場所の整備、地域間観光ルートの確立とこれらを活かした、都市との交流機会の創出と拡大を図ります。 ○景観形成樹木や山菜等の特色ある作物を導入し、農家の所得増を図るとともに観光都市にマッチした農村環境づくりを進めることにより、作る楽しみと売る楽しみを推進していきます。 |
| 相知町 | | | | | ○ | ⑤：文化的景観「蕨野の棚田」保存活用事業 | ○ <u>自然景観、歴史文化資源などの保護・保存</u> や、伝統芸能などの継承・育成、既存観光施設の整備、市民協働による魅せるあじさいの里づくりを引き継ぎながら、花のまちづくりを進めます。さらに農林業や地場産業との連携、ネットワークによる参加体験型の観光地づくりを進めます。 ○ <u>棚田の保全と有効活用</u> を図りながら、松浦半島に多く保存されてきた棚田の連結や県境を越えた棚田を中心とする自然回廊の拠点整備に努めます。 |
| 北波多村 | | | | | | | ○古窯跡の保存方法や有効な活用計画を策定し、自然・歴史的環境に調和した陶芸の里・唐津焼資料館等の構想も取り込んだ、一体的な整備計画を進めます。 |
| 肥前町 | | | | | | | ○芍薬園の増設やイベント開催によりぼたん緑の丘の有効活用を図ります。また、いろは島における島巡り遊覧船の就航、浮き桟橋設置など海の交流空間の創設を図り、ふれあい自然塾や国民宿舎いろは島のグレードアップによる集客を図ります。 |
| 鎮西町 | | | | | ○ | ⑤：「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備事業 | ○歴史を活かしたイベントや文化行事等の開催を図ります。 ○名護屋城跡並びに陣跡の歴史探訪ルートの充実を図ります。 |
| 呼子町 | | | | | ○ | ⑤：呼子港コースタルリゾート開発計画 | ○豊かな資源を活用した、県内、県外観光地との連携による広域観光ルートの形成、農漁業を取り入れた自然体験型観光の推進など、観光客の多種多様なニーズに対応し、四季を通じて観光客が訪れる観光地づくりを推進します。 ○ <u>捕鯨の歴史を持つ漁業の町としての町並み保存</u> |
| 七山村 | ○ | | | | | ①：美しいなやまの風景を育てる条例（H14.12） | ○農林産物直売所や村内観光地・観光施設との連携を図り、自然とのふれあいを通じて都市住民との交流を深める、魅力ある賑わいづくりの推進 ○温泉資源を生かした交流拠点づくりによる、周辺地域における相乗効果を高め、滞在時間の延長やリピーターの確保を図ります。 |

第2章 唐津市の現況把握

2-1 唐津市の概要

(1) 位置・面積

佐賀県の西北部に位置する本市は、総面積 487.14 km²を有し、東は福岡県、佐賀市、西は伊万里湾を経て長崎県と、南は多久、武雄、伊万里の各市にそれぞれ境を接しており、北は玄界灘に面した沿岸地域となっています。

特に、福岡市都心部へはJR筑肥線や二丈浜玉有料道路等でおおよそ1時間圏内の位置にあり、美しく変化に富んだ豊かな自然と大陸との交流の歴史を背景に農林水産業をはじめとする産業や伝統的な地域文化が育まれ、優れた観光地としても発展してきました。

<位置図>



(2) 自然的条件

① 地形

本市の地形は5つの分類に区分でき、中央部は、脊振山系の裾野から松浦川や玉島川の沖積作用によりできた①低地部が広がり、その東側は、天山・脊振山系の緑豊かな②山地部となっています。西側の東松浦半島は、上場台地と呼ばれる標高 100~600mの③台地部が南の丘陵地へつながり、その④海岸部一体は、玄界灘に浸食されて入り組んだりアス式海岸が連続し、沿岸に7つの⑤島しょが点在しています。

<地形区分図>



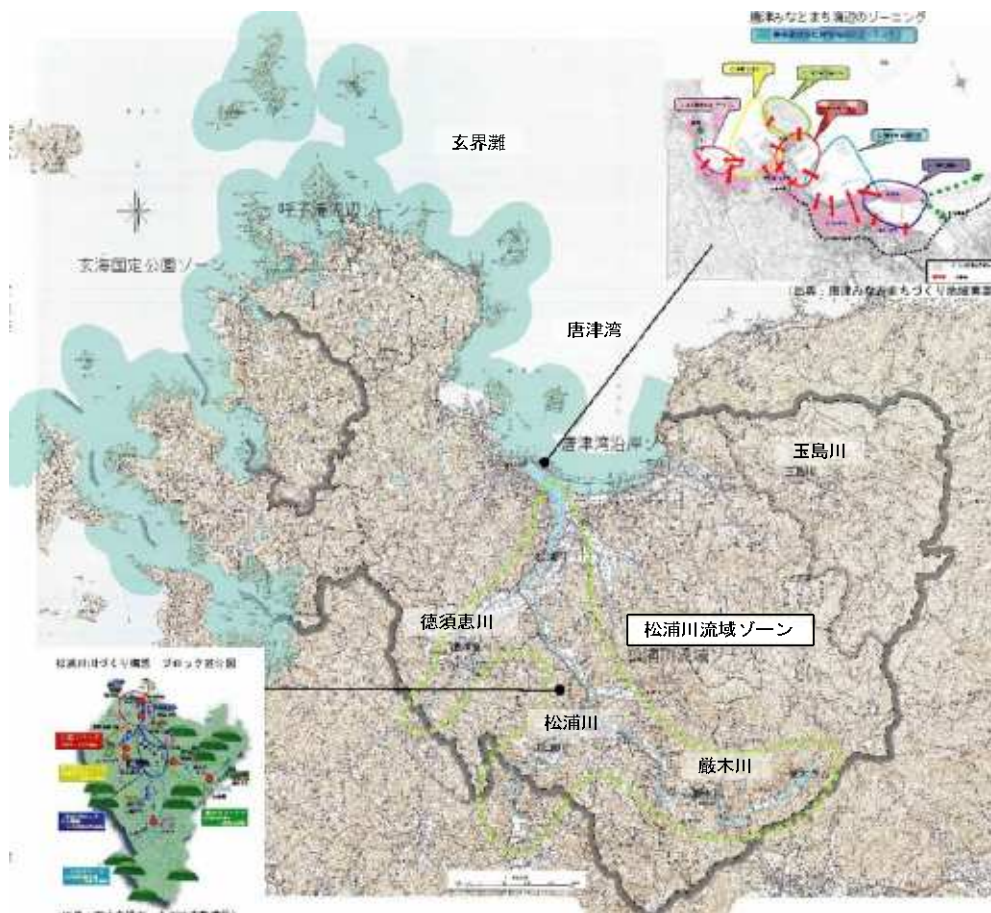
② 河川、海

本市の中央には雄大な松浦川が南北に貫流し、巖木川、徳須恵川等の支川を合わせて北流しながら、平野部にて半田川、町田川を加えて唐津湾、玄界灘に注いでいます。また、その東側には、アユで有名な玉島川が流下しています。豊かな水量を誇る松浦川や玉島川は、生活用水や農業用水など貴重な水資源であるばかりでなく、まちに潤いを与え、豊かな水辺空間を演出しています。

松浦川の河口に位置する唐津湾の沿岸には、帯状の「虹の松原」と砂浜が広がっており、白砂青松の風光明媚な風景を形づくっています。市の北部に接する玄界灘の海域は良好な水質と眺望に恵まれ、海水浴やマリンスポーツ等で親しまれるほか、呼子のイカに代表される新鮮な海の幸の恵みをもたらし、唐津観光の目玉の一つとなっています。

現在、唐津港周辺では、後背地の市街地との一体的なまちづくりを目指した「唐津みなとまちづくり」の実現に向けた取組みが進められており、一方では、国土交通省において、松浦川の河川改修に伴う川づくり構想の検討が進められています。

<河川・海岸 位置図>



③ 気 象

本市が位置する佐賀県北西部は、玄界灘に面し、冬期に玄界灘から北西の季節風が強く吹き、風向風速は、地形の影響を受けて局所的に強く、暖候期に有明沿岸を中心に日変化の風（海陸風）が顕著になっています。玄界灘沿岸部の気候は、夏も降水量が多いが、冬も季節風の影響で降水量が比較的多く、1日の気温差については、やや小さいという傾向が見られます。

④ 植 生

佐賀県植生図によると本市の植生は大きく次の4つに大別されます。

■ 常緑針葉樹植林主体

浜玉地区、七山地区、巖木地区では、スギ・ヒノキ・サワラなどの常緑針葉樹の植林を中心に広がっています。その中にはコナラ、クリなどの常緑広葉樹林やアカマツ林が点在しています。浜玉、七山の山裾については一部果樹園としての土地利用が進められています。

■ アカマツ主体

松浦川の上流部の相知、巖木地区では、巖木川をはさんでアカマツ林が広がっています。

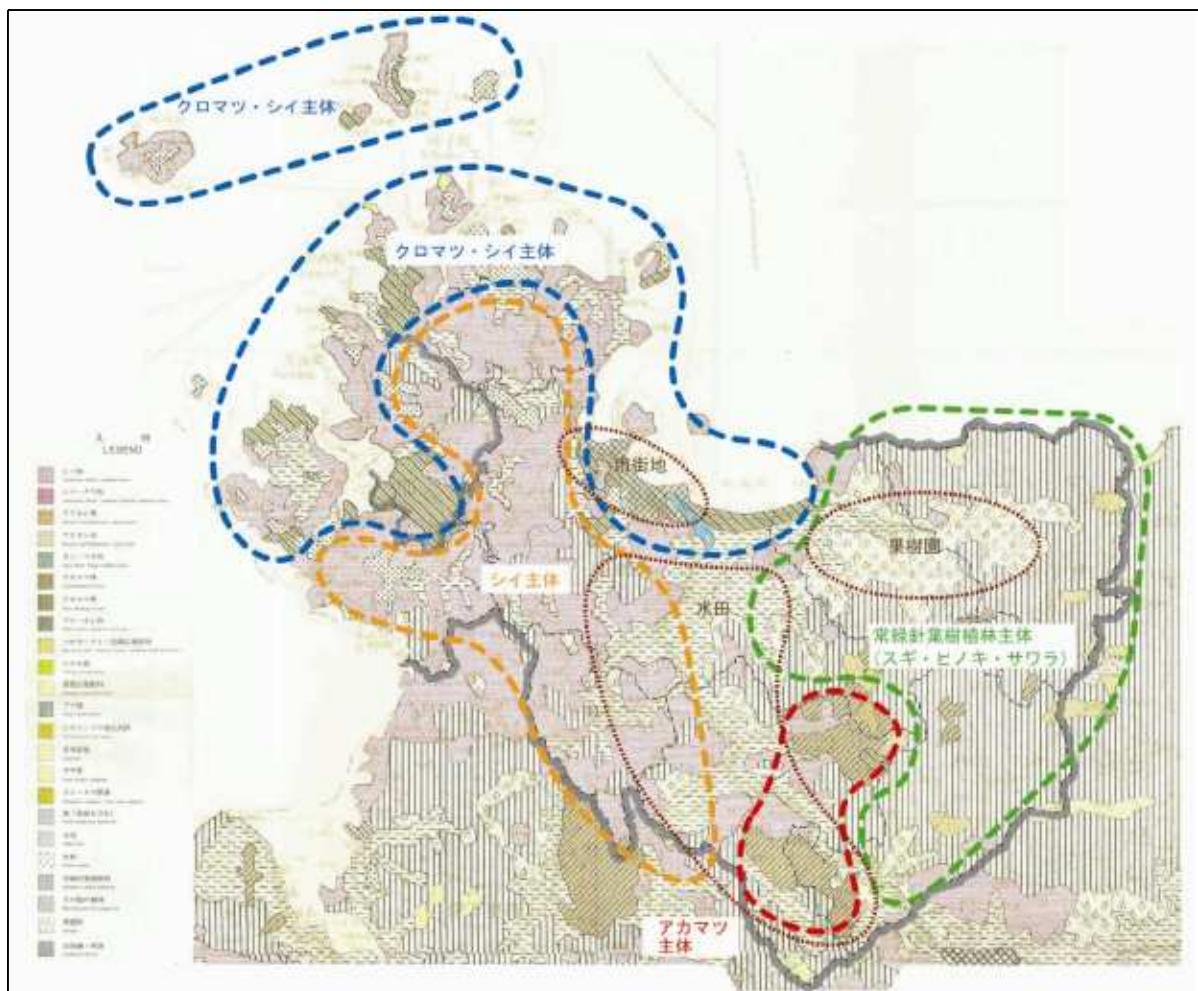
■ シイ主体

市の西部の松浦半島では、シイ林を中心として広がっているほか、常緑針葉樹植林や水田・畑が混在しています。

■ クロマツ・シイ主体

玄界灘に面した海岸一帯では、クロマツ・シイ林が主体となっています。

<植生分類図>



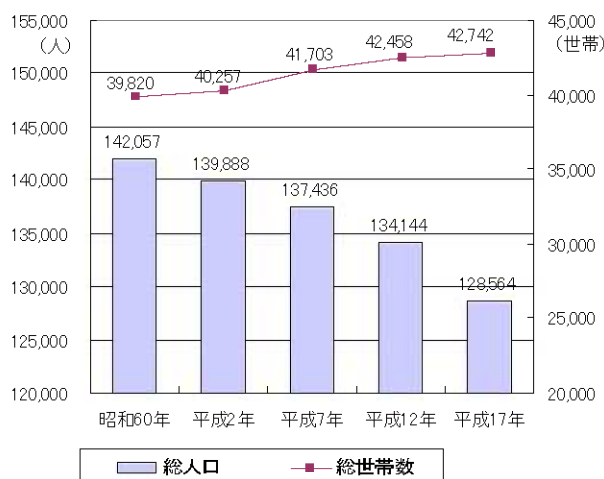
(出典：佐賀県植生図)

(3) 社会的条件

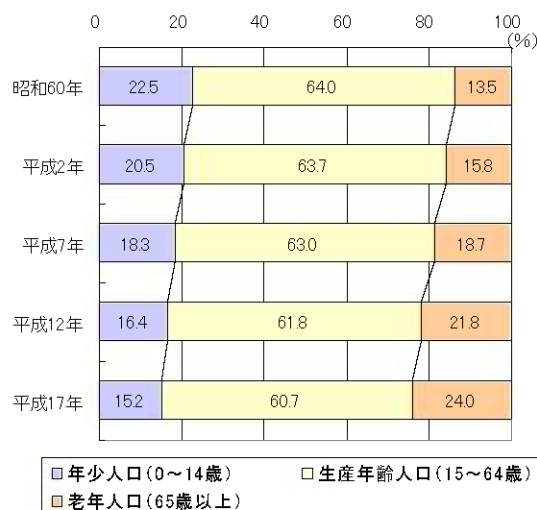
① 人口

平成 17 年国勢調査によると、本市の総人口は 128,564 人で 10 年前（平成 2 年）に比べ 8.1%の減少となっており、世帯数は 42,742 世帯で 1 世帯当たり 3.0 人と 1 世帯当たりの人員は縮小傾向にあります。また、老年人口の比率（総人口に占める 65 歳以上人口の比率）は 24.0%で、昭和 60 年の 13.5%から増加してきており、少子高齢化が進展しています。

■ 総人口と総世帯数の推移



■ 年齢別人口比率の推移



資料：国勢調査

※年齢別人口比率は“年齢不詳”があるため、合計は100%にならない。

② 産業

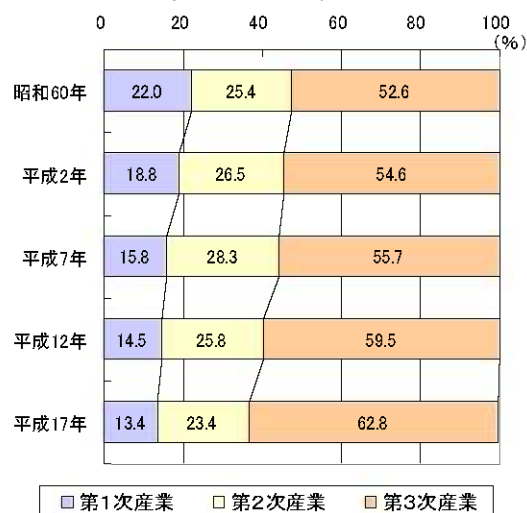
平成 17 年国勢調査によると本市の就業人口は 62,034 人で、産業別構成比は第 1 次産業が 8,317 人（13.4%）、第 2 次産業が 14,501 人（23.4%）、第 3 次産業が 38,932 人（62.8%）となっており、第 1 次産業の割合が徐々に低下し、第 3 次産業が徐々に増加する傾向にあります。

第 1 次産業についてみると農業は、果樹、米、野菜および肉用牛の生産が主で、林業については、輸入材の影響や後継者不足により厳しい状況にあります。また、漁場に恵まれた水産業も近年水揚げ量が低迷しています。

第 2 次産業は、主に製造業と建設業が中心となっており、いずれも経営環境は厳しい状況にあります。

第 3 次産業は、商業と観光業が中心となっていますが、福岡県へのアクセスの向上などにより県外へのショッピングの依存度が高くなっており、また、観光客の入り込み客数も伸び悩み、日帰り観光が主という傾向を示しています。

■ 産業別就業者率の推移



※“分類不能”があるため、合計は100%にならない。

③ 交通施設

本市の交通施設としては、道路、鉄道、港湾があり、その概況は以下の通りとなっています。

■ 道路

本市を基点とした主要都市への道路網は、国道 202 号が福岡市から唐津市内を通り伊万里市へ、国道 204 号が東松浦半島を通り伊万里市へ、国道 203 号と厳木多久有料道路は佐賀市へと通じています。

また、福岡市から唐津市・伊万里市を経由して長崎方面への高規格幹線道路として、西九州自動車道が計画・整備中であり、既に唐津道路が開通しています。

○(仮称) 玄界灘風景街道

国道 202 号、204 号をメインルートとする(仮称)玄界灘風景街道が、日本風景街道※(シーニックバイウェイ・ジャパン)の一つとして、支援ルートに選定され、今後モデル的な取り組みを進めていくこととされています。(福岡市志賀島～福岡市天神～糸島～唐津)

※日本風景街道戦略会議事務局(国土交通省所管)が支援

○歴史的街道(唐津街道と太閤道)

唐津街道は、現在の国道 202 号にほぼ並行し、小倉から博多を経て唐津へと至る街道で、神埼や佐賀などを経ている長崎街道とは、唐津街道の延伸と考えられる伊万里方面の街道筋で結ばれていました。

長崎街道が織豊時代を経て徳川三百年間の外交ルートであったのに対し、唐津街道は交易や古代から大陸へ渡るルートとして存在していました。古代・中世の人々は、壱岐・対馬などの島への海路をつたって、大陸へ旅をしたものと考えられています。

また、名護屋城から唐津を経て唐津街道へ通じる道は、豊臣秀吉時代の朝鮮出兵に際しても利用され、太閤道と呼ばれています。

■ 鉄道

鉄道網は、唐津駅を基点として、JR 筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、また JR 唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じており主要都市間を結んでいます。

■ 港湾

港湾は、重要港湾の唐津港と地方港湾の呼子港、星賀港、仮屋港があり、海の玄関口として、また域内の離島航路の基点としての役割を担っています。

唐津港は、明治以降、石炭の積出港として栄えましたが、近年では、物流・生産機能のほか、観光港としての機能や海洋性スポーツ・レクリエーション基地としての機能を有する多機能港湾として利用されており、現在、港湾計画の改訂を契機として発足した「唐津みなとまちづくり懇話会」を中心として、唐津港の再生に向けたみなとまちづくりが進められています。

また、避難港に指定されている呼子港は、東松浦半島の北端に位置しており、古くから玄海漁業および離島航路の基地として、その役割を果たしています。

〈主な交通施設の配置図〉



西九州自動車道 浜玉 IC 全景

④ 土地利用の現況と規制

■ 現況

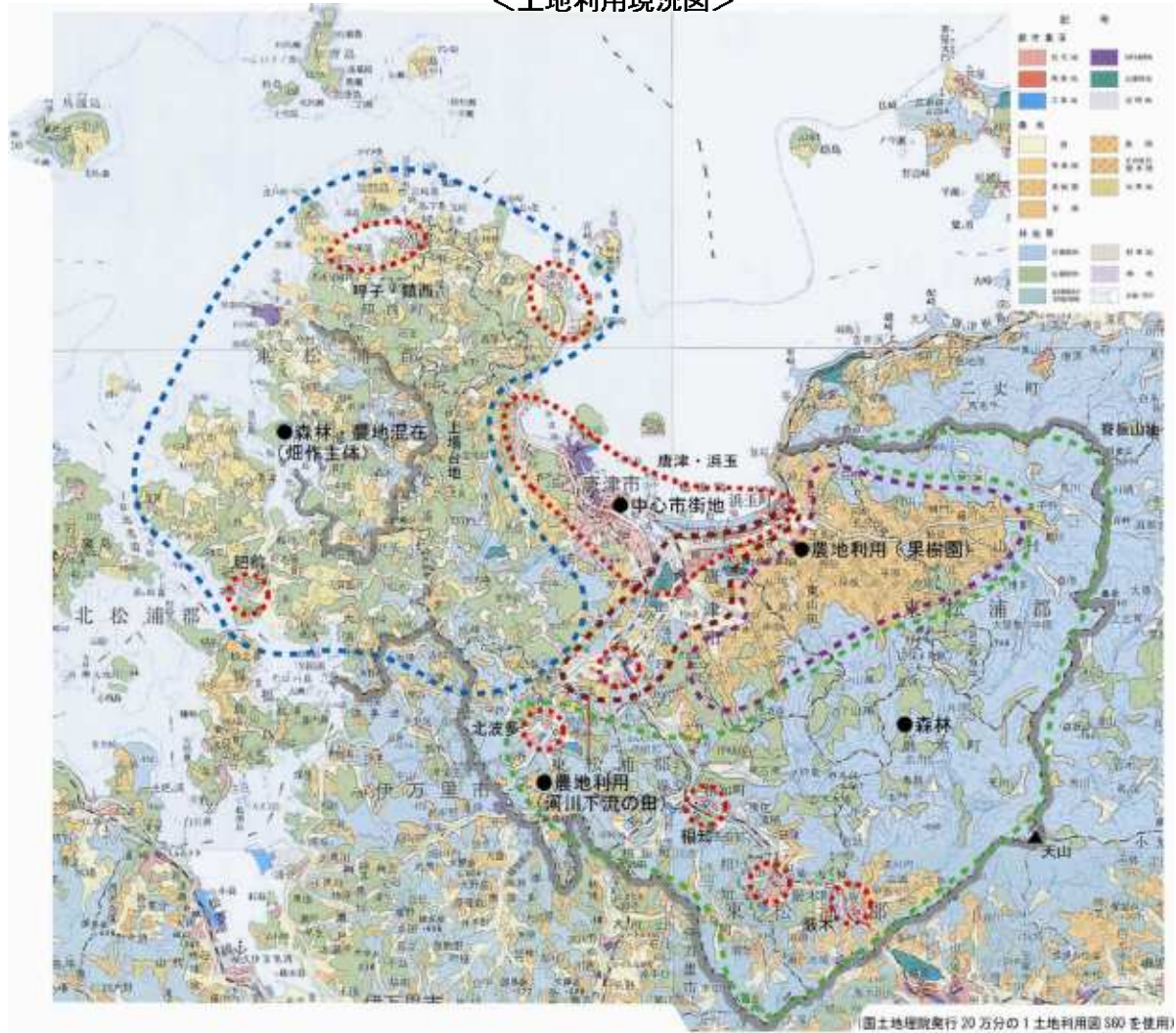
本市の土地利用は、大きく中央部、東・南部、西部の3つに大別されます。

唐津湾に面する中央部は、唐津地区、浜玉地区を中心とした市街地帯が形成されており、その他の地区では、住宅地が点在している状況にあります。

東・南部は、浜玉地区から七山地区の果樹園を中心として、その土地利用を取り囲むように森林地帯が形成されており、厳木地区、相知地区、北波多地区への繋がりをみせています。

また西部は、上場開発により、上場台地の広葉樹林の中に、畑、果樹園、茶畑などの農作地が分散的に配置されている状況にあります。

＜土地利用現況図＞



■ 規制

【都市計画区域】

都市計画区域は、行政区域のうち唐津都市計画区域（唐津、浜玉）、相知都市計画区域、呼子都市計画区域の3区域が指定されており、いずれも市街化区域、市街化調整区域の線引きはなされておらず、また、用途地域の設定は唐津都市計画区域の一部のみとなっています。

【高度地区】

城内地区は、「唐津都市計画高度地区」の指定により建築物の高さが制限されています。

【風致地区】

本市の代表的な緑地である虹の松原と鏡山公園のほか、舞鶴公園と唐津ゴルフ場が風致地区に指定されています。

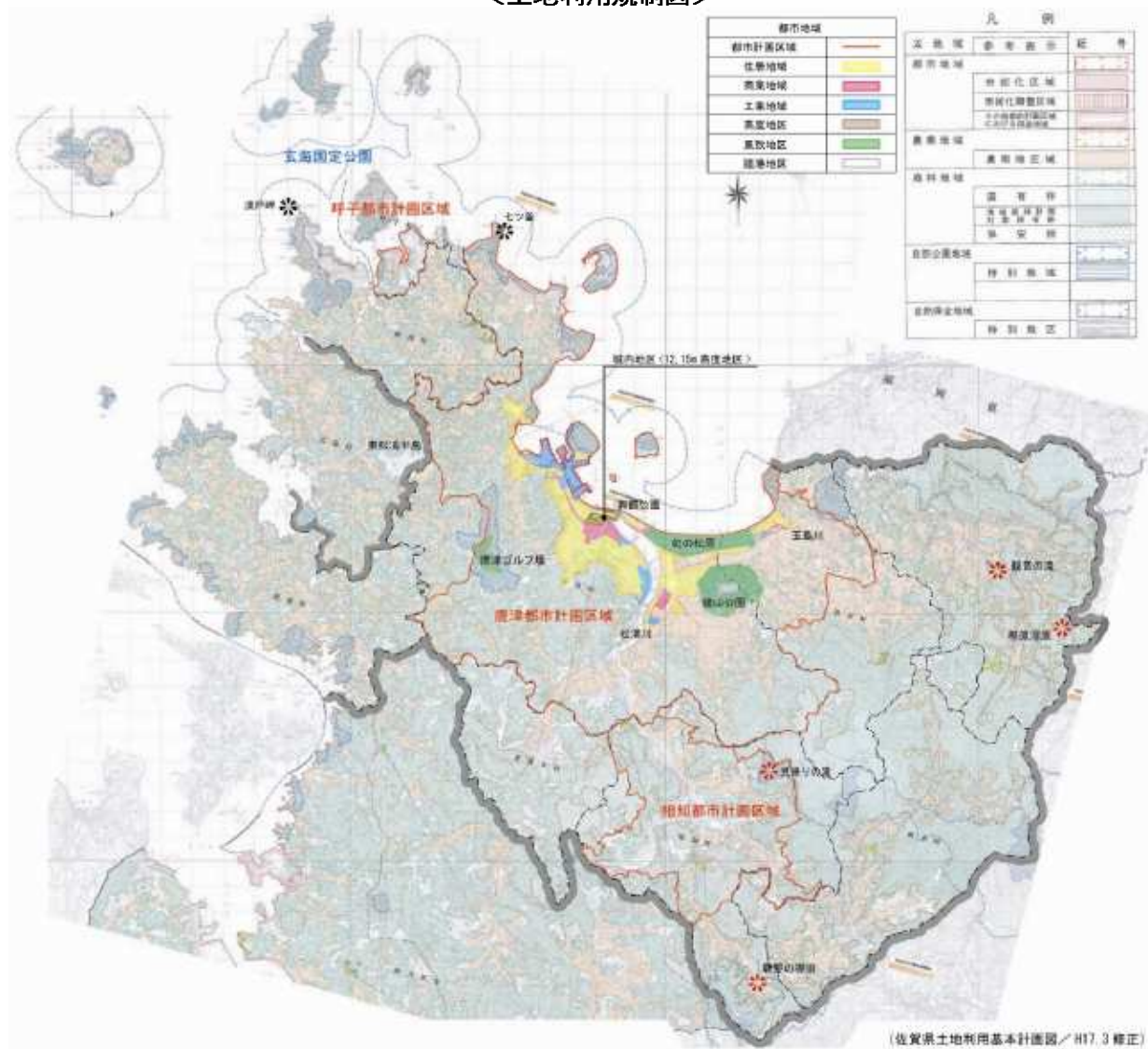
【農業振興地域】

松浦川、玉島川下流に農振農用地が広がっているほか、東松浦半島では森林系の土地利用規制と農用地が混在しています。

【自然公園区域】

玄界灘に望む福岡、佐賀、長崎三県の海岸線区域は玄海国定公園に指定されています。

<土地利用規制図>



2-2 唐津市の景観の現況

(1) 要素別の景観特性

景観を構成する要素は、「自然系」「歴史・文化系」「生活・風土系」「都市系」の要素に大別され、その分類ごとに主な景観的特徴を整理します。

| 分類 | 概要 |
|----------|--|
| 自然的景観 | 主として、山地、丘陵地などの地形、樹林、農地、海岸、河川などの自然によって形成される景観 |
| 歴史・文化的景観 | 寺社、遺跡、史跡、文化財、旧街道などの歴史的要素および、文学、芸能などにちなむ景観 |
| 生活・風土的景観 | 地域のイベントや祭り、伝統工芸や産業など市民の暮らしに関係が深い景観 |
| 都市的景観 | 市街地や集落などのまちなみや、道路、鉄道、港湾、公共施設などの代表的な都市施設による景観 |

(2) 自然的景観

本市の自然的景観は、山地、台地、低地といった起伏に富んだ地形と風光明媚な玄界灘の海岸線、松浦川水系、玉島川水系の河川など豊かな自然環境により多種多様な景観を有しています。

① 山地（天山・脊振山系）

市の東部・南東部は、天山・脊振山系が占めており、標高 800～1000m の山々が連なった森林地帯が広がり、唐津・浜玉景観域の背景を成していると共に、山間部には湿原のほか、見帰りの滝や観音の滝などの滝や溪流が随所に見られます。



天山・脊振山地（左：浮岳）

天山・脊振山地には、天山（標高 1,046m）や浮岳（標高 805m）を始めとして、山々が連なった景観を有しています。厳木地区にある天山は、県立自然公園に指定されており、冬はスキー客で賑わっています。また、浮岳は、七山地区を象徴する形の良い山で登山道もあり、玄界灘への良好な眺望が楽しめます。



椴原湿原（七山）

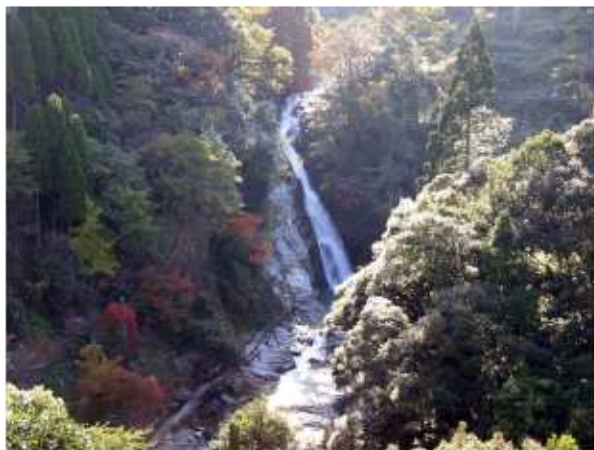
七山地区の標高 600m の位置にある静かな湿原で、サギソウをはじめ、植物、鳥類、昆虫など 170 種を超える生き物たちが生息し学術的に貴重な生物も数多く、昭和 51 年には佐賀県の自然環境保全地区にも指定されています。



見帰りの滝（相知）

相知の代表的な景勝地の一つであり、轟音とともに落ちる滝は九州一の落差を誇っています。

初夏には旧相知町の住民によって植えられた四万株のあじさいが咲き乱れ、県内外からの多くの観光客で賑わっています。（日本の滝百選に選定）



観音の滝（七山）

高さ 30m、幅 9m あり、激しく落下する水流から「男滝」とも呼ばれている迫力のある滝です。また、見帰りの滝と共に「日本の滝百選」にも選定されており、滝の近くに「生目観音」があることから、ここの淵の水で目を洗うと眼病が治るといふ伝説もあります。

② 台地（上場台地）

市の西部は東松浦半島の大部分を占める上場台地が広がり、標高 200m 以下の丘陵地帯を形成しています。丘陵地形を活かしながら、畑作を中心とする農地の風景が広がるほか、白色の風力発電施設が際立って個性的な風景を形成しています。



上場台地の風力発電施設

玄界灘の海風を利用した風力発電施設の整備が進んでおり、独特の風景を形成しています。



上場台地の畑

上場台地では土地改良事業によりお茶や葉たばこなどの畑作が進み、農業が盛んな地域となっています。

③ 玄界灘

荒海で知られる玄界灘沿岸には、呼子湾や伊万里湾などの入り込んだ地形のほか、波戸岬や大小の島々が浮かぶ「いろは島」、波の浸食により形成された七ツ釜や立神岩など様々な表情を持ち、素晴らしい自然の造形美を誇っています。

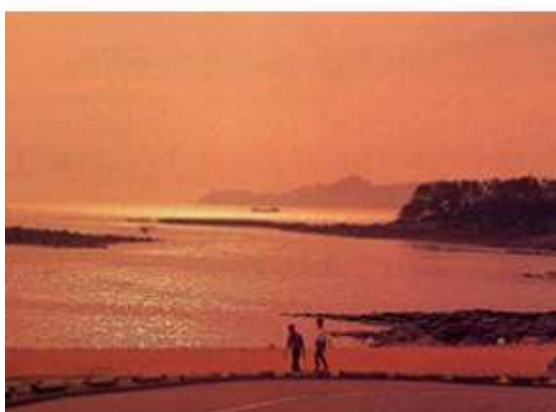
1) 海岸線

玄界灘に面する海岸線は、美しく変化に富んだリアス式海岸となっています。



いろは島（肥前）

玄海国定公園内にあり、伊万里湾に浮かぶ大小 48 ほどの島々の総称で、いろは 48 文字にちなんで、空海（弘法大師）が名付けたといわれており、島々のあまりの美しさに弘法大師も筆を投げたと伝えられています。



波戸岬（鎮西）

東松浦半島の最西北端に位置し、玄海国定公園、玄海海中公園にも指定され、海水浴場やキャンプ場、国民宿舎などがそろったリゾートエリアとなっています。日本海側では唯一の海中展望塔があり、夕日の良好な眺めでも有名です。



七ツ釜（唐津）

玄海国定公園内にあり、国の天然記念物にも指定されている七ツ釜は、玄界灘の荒波に削られた岸壁（玄武岩）で、大きな七つの洞窟を有しています。

七ツ釜の上部の陸地は、草原となっていて展望台や遊歩道が整備され、県内外から多くの観光客が訪れています。



立神岩（唐津）

玄海国定公園の一部である立神岩は、周囲 6 m、高さ 30 m を超える巨大な岩で、別名「夫婦岩」とも呼ばれる二つの大石柱です。直径 20~30 cm の灰黒色の柱状節理が規則正しく並んでいるのが特徴で、周辺の海岸はサーフィンのメッカとしても有名となっています。



呼子大橋（呼子）

平成元年 4 月に開通した全長 728m の斜張橋で、呼子と加部島を結んでおり、呼子地域のランドマークともなっています。橋のたもとには弁天島にかかる全長 220m の弁天遊歩橋があり、平成 10 年には「新さが百景」の第 1 位に選ばれています。

2) 島しょ

市沿岸部には、高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の七つの離島が立地しています。

「高島」：宝当神社は「宝くじの神様」として多くの観光客が訪れ、船着き場のそばの土産物屋ではお守り・鈴・大当矢などの開運グッズの販売が良好です。



宝当神社



唐津市の七つの離島

「神集島」：本土から一番近く、大陸へ渡る最後の寄港地でもあったため、万葉集にも数多く詠まれ、島には七つの歌碑があります。神功皇后が朝鮮出兵するときに、祈りを捧げ、神々を集めたという伝説が島名の由来となっています。

「小川島」：かつての捕鯨の島であり、丘陵地には「鯨見張所」が残っています。現在は「呼子イカ」の主要産地の一つで、島を 1 周する形でサイクリングロードが完備されており、レンタルサイクルで島内を探訪することができます。

「加唐島」：佐賀県最北の島で、島の北端には早春になるとあざやかな椿が咲き誇る椿園があります。その様子は、古くは日本書紀にも記され「椿の島」としても紹介されています。かつては朝鮮交易の寄港地として栄え、百済の王様「武寧王」生誕伝説や、対馬藩の宗氏にまつわる言い伝えが残っています。

「松島」：クリスチャンの島であり、島民の多くはクリスチャンです。島の形は大小二つの山により「ひょうたん島」のような景観を呈しています。

「馬渡島」：七つ島の中で最も大きな島であり、番所の辻からの展望は長崎県の壱岐・対馬、福岡県、佐賀県の 3 県を一望できます。

「向島」：海士漁のメッカであり、素晴らしい海のパンorama景観を望むことができます。



大小二つの山からなる松島

3) 平 地

■ 唐津湾

本市の平地部は、上場台地と天山・背振山系に挟まれた市中央部に位置し、中心市街地が広がるとともに、松浦川、玉島川河口では田園地帯が広がっています。海岸線には虹の松原や砂浜が広がり、鏡山からは唐津湾を一望することができます。



虹の松原（唐津）（鏡山からの展望）

白砂青松の唐津湾沿いを、虹の弧のように連なる「虹の松原」は、初代唐津藩主寺沢志摩守広高が防風・防潮林として植林したのが始まりで、全長約5km、幅約1kmにわたって約100万本のクロマツ林が続き、日本三大松原の一つとなっています。



鏡山（唐津）

平坦な市街地に位置する海拔284メートルの鏡山。山頂の展望所からは、市街地はもちろん、虹の松原や松浦潟、晴れた日には壱岐の島影も臨むことができ、市街地のランドマークとして、また眺望点として重要な役割を果たしています。

■ 河川流域（松浦川、玉島川）



河川上流・中流の自然景観（玉島川）

本市を代表する松浦川や玉島川は、生活用水や農業用水などの貴重な水資源であるだけでなく、潤いある景観、豊かな水辺環境を提供する貴重な景観資源であり、上流・中流部では、河川の流れと自然景観による溪谷美を創り出しています。



河口の市街地・田園景観

河川の河口部は、市街地と外縁の田園風景が広がっています。江戸時代、玉島川は松浦川と言われ、玉島から鏡山と虹の松原との間を流れて今の松浦川と合流し西の浜に注いでいましたが、唐津藩主寺沢広高が玉島川を遡上へ直流させ、現在の川の形をつくったといわれています。

(3) 歴史・文化的景観

① 古代～中世

古代の唐津は、大陸との交流が盛んで、朝鮮半島や中国大陸の文化伝来の拠点となっていました。市内には、古墳や文化財などの資産が歴史的景観を創り出し、この地の大陸との交流による文化を物語っています。

また中世では、佐用姫伝説にまつわる市内各地のゆかりの地や、豊臣秀吉の朝鮮出兵の舞台となった名護屋城跡など、人々のこころに語りかけ、夢と浪漫を感じさせてくれる歴史的な景観をみることができます。

■ 古代

唐津は古来、大陸との交流が盛んに行われ、その歴史を示す数多くの遺跡が各地域に存在し、重要な文化財が出土しています。



久里双水古墳（唐津）

唐津平野の最奥部に立地する大型の前方後円墳で、全長 108.5m、後円部幅 62.2m、前方部幅 42.8mを有しています。竪穴式石室や副葬品の鏡など、邪馬台国時代の 3 世紀にさかのぼる前方後円墳の起源を考える上でも、重要な古墳となっています。



菜畑遺跡、末盧館（唐津）

菜畑遺跡は、日本最古の稲作の遺跡であり、末盧館は古代の高床式倉庫をイメージしてつくられた歴史博物館です。「末盧（まつろ）」とは、魏志倭人伝にある唐津・東松浦地方のクニの名前で、館内にはその時代の遺物や貴重な資料・文献のほか、炭化米や水田跡など、唐津が日本最初の稲作発祥地（国史跡／菜畑遺跡）であることが紹介されています。

■ 中世

中世に活躍した豪族の史跡として、松浦党の岸岳城跡、獅子城跡、豊臣秀吉の朝鮮出兵の基地となった名護屋城跡などが存在するほか、松浦佐用姫にまつわる文化財が残っています。



獅子城跡（巖木）

松浦党の祖である源久の孫、峯五郎みなもとのひらく源披みなもとのたもつによって築城されたが、披の孫である源持みなもとのたもつの時に平戸に移ったため、以後廢城になったといわれています。本丸、井戸曲輪（いどくるわ）、二の丸、三の丸、一の曲輪、二の曲輪、出丸等から構成されており、堅堀や堀切などの中世山城の特徴と高度な石垣構築技術を用いた近世城郭の特徴を併せ持っています。



名護屋城跡並陣跡（鎮西）

今から約 400 年前、豊臣秀吉が朝鮮半島、明国（今の中国）へ向けて出兵（文禄、慶長の役）するため、その前進根拠地として築かせた城で、総面積 17 万平方メートルは、当時では大阪城に次ぐ規模でした。日本の城郭史上、近世初頭の特徴をよく残す重要な城跡となっています。



左：田島神社・右上：佐用姫神社
（呼子）

田島神社は三女神を祀り、商売、海上交通の守護神として広く知られています。神社内には佐用姫神社、元冠の礎石、太閤石などがあります。

佐用姫神社は田島神社の末社で、日本三大伝説の一つ、松浦佐用姫が夫との別れを悲しんで石になったといわれる望夫石が祀られています。

■ 江戸時代

江戸時代の唐津では、唐津城が築城され、市内には、現在でも城下町の面影を残す石垣や土壁、辻などが残っており、当時の城下町文化を今に伝える情緒ある景観を創り出しています。



唐津城（唐津）

唐津城は、初代唐津藩主寺沢志摩守広高が慶長7年（1602年）から7年の歳月を費やして築城したといわれています。東西に白砂青松の海岸線を配し、鶴が羽を広げたように湾曲を描く姿から、別名「舞鶴城」とも呼ばれています。現在の天守閣は、昭和41年（1966年）に文化観光施設として天守台跡に建設されたものです。

■ 近代

明治維新以降の近代の唐津は、石炭産業の興隆によって栄え、旧高取邸や旧唐津銀行など、市内には当時の繁栄を物語る文化財が存在し、現在のまち並みに趣を添えています。



旧高取邸（唐津）

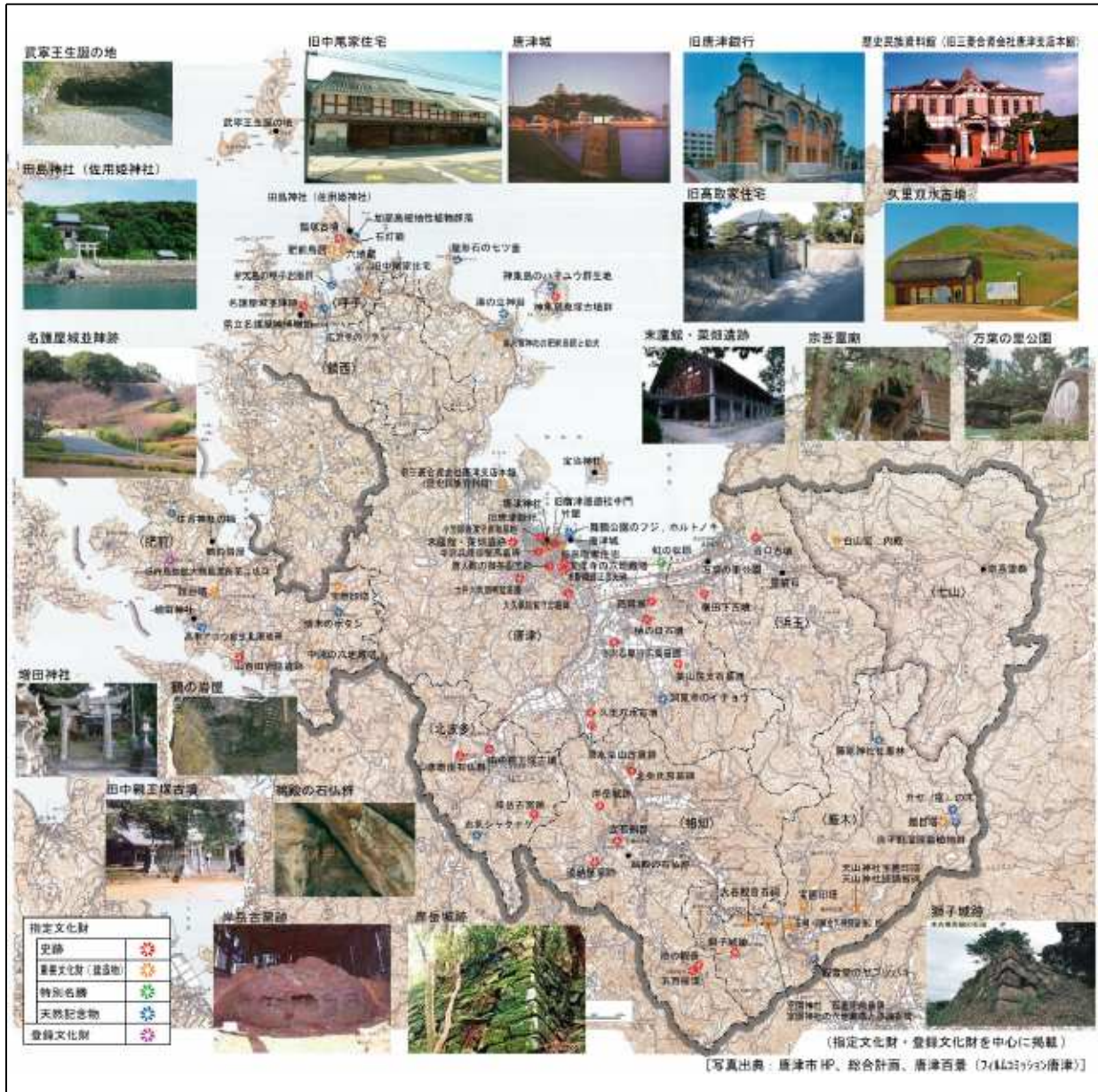
明治の炭鉱事業家「高取伊好^{こたけよし}」の住宅で、数寄屋風座敷、西洋風応接間、茶室、能舞台が組み込まれた和洋折衷建築で、大きく四つの棟で構成されています。平成10年に国の重要文化財として指定され、内部の補修や駐車場整備を終えて、平成19年4月から一般公開しています。周辺には石垣の散歩道も整備され、唐津城、唐津湾などを眺めながらの散策路となっています。



旧唐津銀行本店（唐津）

唐津市出身で東京駅や日本銀行本店を設計した近代建築の重鎮、辰野金吾の弟子である田中実氏が設計した煉瓦づくりの洋風建築で明治45年に竣工しています。平成9年3月まで佐賀銀行唐津支店として利用されていましたが、同年4月に唐津市に寄贈され、現在は1階が無料の展示スペースとして使われるほか、2階は辰野設計の建造物のパネルなどが展示されています。

<分布図：歴史的・文化的景観資源>



(4) 生活・風土的景観

① 行事

本市の各地域には、文化財に指定されている伝統的な祭りが受け継がれているほか、呼子では朝市が開かれるなど、絶え間ない伝統と日々の生活の営み、力強さが感じられる景観を有しています。



唐津くんちの曳山行事（唐津）

唐津っ子の産土神^{うぶすながみ}である唐津神社の秋祭りであり、国の重要無形文化財に指定されています。



呼子の朝市（呼子）

呼子朝市は、輪島（石川県輪島市）、高山（岐阜県高山市）と並び、「日本三大朝市」として有名です。

② 伝統工芸

桃山時代に朝鮮半島出身の陶工たちにより伝えられたとする唐津焼は、日本三大茶陶、あるいは「一井戸二楽三唐津」と称され、日本を代表する焼物の一つとなっています。



岸岳古窯跡（北波多）

標高 320m の岸岳の山麓に位置する窯跡群の総称で、北波多に 5 つ、相知に 3 つの窯跡が確認されています。北波多の岸岳古窯跡は、唐津焼の源流といわれています。



唐津焼（登り窯）

旧市町村のそれぞれの地域に数多くの窯元が存在しており、薪による登り窯で焼く上げ、釉薬の持ち味を存分に引き出しているのが唐津焼の特徴です。

③ 産 業

本市の各地域には、地域の産業に根ざした特色ある景観が存在しています。

特に唐津らしい景観として、農業と漁業に関わる景観には、この地の人々の暮らし、文化を感じることができます。

相知、肥前に位置する棚田では、急峻な斜面を開墾して築かれた力強さと、雄大な山々、大地が織りなす風景に、美しい里山景観を見ることができます。

一方、呼子をはじめとする玄界灘沿岸では、漁業を中心とする産業文化の景観が見られ、漁村の潮風とイカの天日干しなど、人々の営みが港の風景に彩りを添えています。

1) 農 業

■ 田園及び棚田

市内の山地、丘陵地では、地形的な制約から、棚田による稲作が営まれてきました。現在も、地元の農家によりきめ細かく手入れされており、美しい里山を見ることができます。



蕨野の棚田（相知）

八幡岳（標高 764m）の標高 150～420m までの急傾斜地に約 36ha、700 枚近くの石積みの棚田が広がっています。石積みの高さは平均約 3m、最も高いもので 8.5m にも及び、日本屈指の棚田を形成しています。

「佐賀の美しい景観地区」、「日本の棚田百選」、「日本遊歩百選」選定。



大浦の棚田（肥前）

いろは島を眼下に見下ろす眺望の良い高台に、海岸線に向かって耕地面積約 30ha、1,060 枚の雄大な棚田が広がっています。

「佐賀の美しい景観地区」、「日本の棚田百選」選定。



城山から見るビニールハウス群（浜玉）



虹の松原沿いに広がる田園

■ 畑



上場台地の畑作（鎮西）

上場台地は、肥沃な土壌などの豊かな自然条件を活かし、佐賀県内でも有数の畑作地域です。現在は、水田を中心の畑作、果樹、畜産等の複合経営が主体となり、「上場コシヒカリ」「佐賀牛」などのブランド製品も輩出しています。

■ 茶畑

茶畑（北波多）

北波多地区・七山地区では茶畑が多く見られ、特に、北波多地区は、県下有数の茶の産地となっており、丘陵地には茶畑の風景が連続しています。山麓の清涼な空気に育まれた茶の木から摘まれた若葉は、北波多茶（唐津茶）として貴重な特産品の一つとなっています。



北波多の茶畑



七山の茶畑

■ 果樹園



果樹栽培（北波多）

北波多地区は、お茶とともに果樹の栽培が盛んな地区です。市の東部、南東部の山地、丘陵地では、斜面を利用した果樹栽培が盛んで、その中には梨狩りなどのレジャー農園も見られます。

2) 漁業



海鮮特産物の風景（呼子）

良好な漁場である玄界灘に恵まれ、古くから漁業が盛んで、とりわけ呼子は「イカ」を特産品とした港まちとして県内外にその名を知られています。

港のあちこちでは、イカにまつわる生活の風景が至るところで見られます。

(5) 都市的景観

① まちなみ・集落

まちなみ・集落景観は、地理的条件や地域の歴史、文化の中で人々が培ってきた、また、築き上げてきた景観であり、市内各地の市街地、集落ではそれぞれ特色あるまちなみ・集落景観を見ることができます。

本市の中心市街地では、唐津城の城下町として発展し、唐津くんちの曳山が巡行するなど、歴史と伝統に育まれた赴きのあるまちなみが残されています。

また、市内各地に目を向ければ、呼子、鎮西、肥前などの玄界灘沿岸部では、地場産業である漁業集落や、古民家が肩を並べて佇む路地裏などのまちなみ風景を見ることができます。一方、浜玉の山間部では、自然豊かな景観の中に、分校など人の息づく山里の集落景観が見られます。北波多、相知、厳木では、やや開けた谷間に発達した集落として、小高い山々を遠景に集落の田園風景が広がっています。七山では、自然豊かな脊振山系の山々を背に、山間の集落景観が見られます。

■ 唐津城内地区・唐津くんち曳山巡行のまちなみ



唐津城内地区

唐津城の西側に位置する城内地区には、唐津城をシンボルとする城址景観や石垣、笹垣、土堀（築地堀）など、旧城下町の佇まいが色濃く残っています。この城内地区では、平成17年3月の「唐津都市計画高度地区」の指定により建築物の高さが制限されています。



唐津くんち曳山巡行のまちなみ

唐津くんちの曳山が巡行する内町・外町地区は、初代唐津藩主寺沢志摩守によって行われた町割りが、ほぼそのままの形で残っており、特に大商家が集中していた魚屋町や大石町には古い家並みが残っています。

■ 大手通り・中町通り等景観形成事業



大手通り・中町通り

大手通り・中町通りでは、景観形成事業として、旧唐津銀行（辰野金吾監修）を中心に大正・昭和のまちなみを再現するファサード（建物の正面）整備事業（大手通り・中町通り等景観形成事業）を平成16年度から実施しています。

■ 集 落

市内各地では、各地の地理的条件や歴史を物語る特色ある集落景観が見られます。



左：古民家、中：路地裏、右：漁港（呼子）



路地裏のまちなみ（肥前）



農村の風景（唐津）



海を望む坂道（鎮西）



山里の分校（浜玉）



集落（北波多）



昔の診療所（厳木）



商店（相知）



山間の集落（七山）

② 都市施設

道路、鉄道、港湾、公共施設などの代表的な都市施設は、日常の市民活動や生活を支え、密接な関わりあいのあるもので、本市のまちづくりを象徴する代表的な景観要素といえます。交通施設、文化施設をはじめ、全市的な都市機能を担う施設の多くは中心市街地周辺に集中しており、山間部・沿岸部には、美しい自然を背景に橋や観光施設等の各種都市施設の景観がみられます。

■ 中心市街地周辺の代表的な都市施設

「JR唐津駅」は、昭和 58 年の高架化により本市の玄関口として再整備され、周辺には市役所、唐津市近代図書館、唐津市ふるさと会館「アルピノ」をはじめ各種公共施設や商業施設・住宅地が集積し、市街地景観を形成しています。

また、唐津東港に位置する「唐津みなと交流センター」は、唐津市出身で日本を代表する建築家、曾禰達蔵設計の唐津市歴史民俗資料館をモチーフとした外観を有し、平成 19 年 3 月に完成しました。唐津～壱岐間を結ぶフェリー「エメラルドからつ」「フェリーあずさ」のターミナル機能と交流機能を併せ持ち、海の玄関口になっています。



JR唐津駅



唐津市近代図書館



唐津市ふるさと会館「アルピノ」



唐津みなと交流センター



ラコルテ和多田（唐津）

新しい唐津市の都市イメージを創出し、唐津市の市営住宅の顔となるプロジェクトとして、平成 7 年から 14 年にかけて建設されました。鏡山を望む大きな中庭を囲んだダイナミックな空間構成となっています。

■ 自然の中の都市施設



観音大橋（七山）

平成 14 年 10 月に竣工した、玉島川支流の滝川に架かる雄大なアーチ橋で、橋上からは観音の滝が一望できます。



ふれあい自然塾ひぜん（肥前）

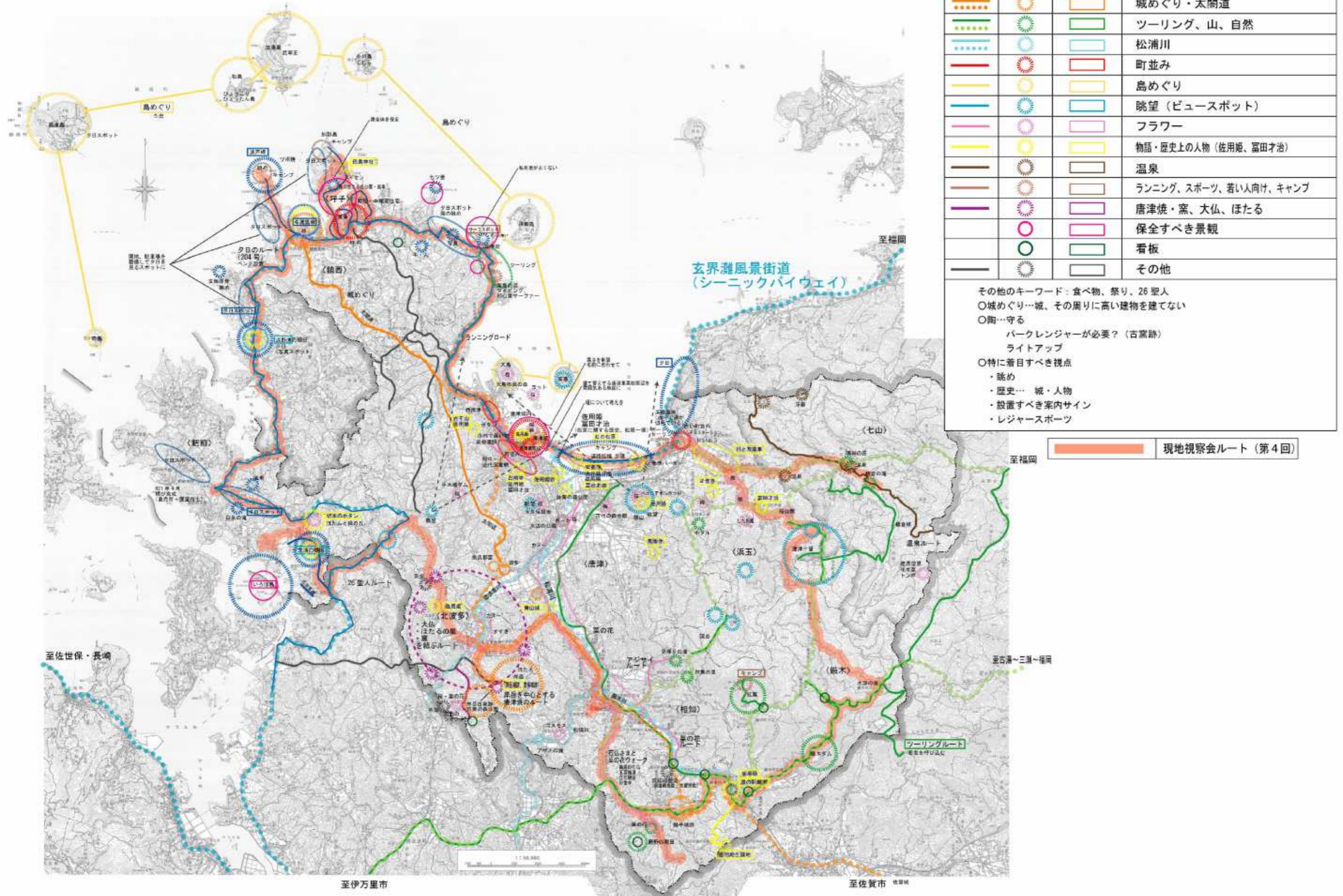
平成 16 年 7 月にオープンした、コテージ等の宿泊施設を有する自然体験施設。いろは島・大浦の棚田などをフィールドに、シーカヤック、五右衛門風呂など様々な自然体験プログラムを実施しています。

<分布図：都市的景観資源>



(6) 景観資源のまとめ

市民の代表による「唐津市景観まちづくり懇話会」の意見を踏まえ、本市の景観資源を整理すると下図の通りになります。



<凡 例>

| ルート | 箇所 | (特に重要) | テーマ |
|--------|-------|---------|-----------------------|
| 青い点線 | 青い丸 | 青い長方形 | シーニックバイウェイ (夕日) |
| オレンジ点線 | オレンジ丸 | オレンジ長方形 | 城めぐり・太閤道 |
| 緑点線 | 緑丸 | 緑長方形 | ツーリング、山、自然 |
| 水色点線 | 水色丸 | 水色長方形 | 松浦川 |
| 赤点線 | 赤丸 | 赤長方形 | 町並み |
| 黄点線 | 黄丸 | 黄長方形 | 島めぐり |
| 青点線 | 青丸 | 青長方形 | 眺望 (ビュースポット) |
| 紫点線 | 紫丸 | 紫長方形 | フラワー |
| 黄点線 | 黄丸 | 黄長方形 | 物語・歴史上の人物 (佐用姫、富田才治) |
| 茶点線 | 茶丸 | 茶長方形 | 温泉 |
| 茶点線 | 茶丸 | 茶長方形 | ランニング、スポーツ、若い人向け、キャンプ |
| 紫点線 | 紫丸 | 紫長方形 | 唐津焼・窯、大仏、ほたる |
| 赤点線 | 赤丸 | 赤長方形 | 保全すべき景観 |
| 黒点線 | 黒丸 | 黒長方形 | 看板 |
| 黒点線 | 黒丸 | 黒長方形 | その他 |

その他のキーワード：食べ物、祭り、26 聖人
 ○城めぐり…城、その周りに高い建物を建てない
 ○陶…守る
 パークレンジャーが必要？ (古窯跡)
 ライトアップ
 ○特に着目すべき視点
 ・眺め
 ・歴史… 城・人物
 ・設置すべき案内サイン
 ・レジャースポーツ

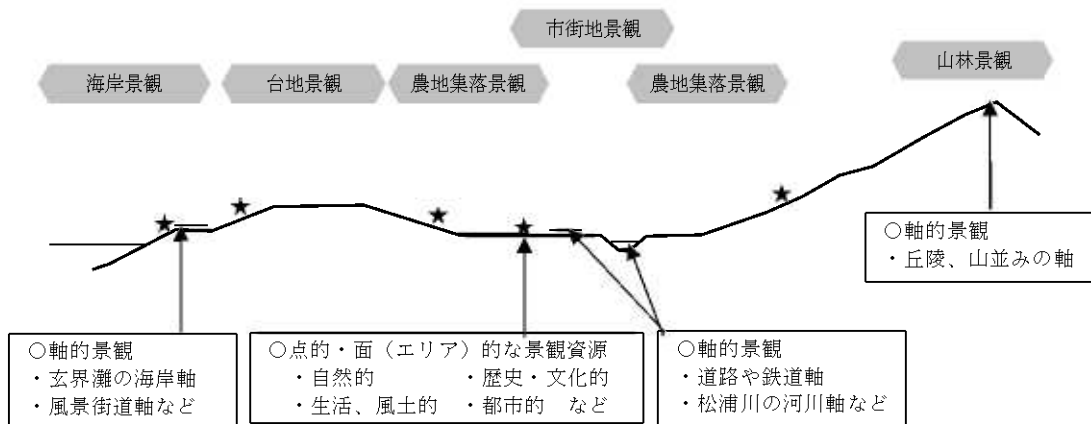
現地視察会ルート (第4回)

2-3 景観構造の特性と課題

本市の景観構造は、地形条件や土地利用の状況等により、「海岸景観」「台地景観」「農地・集落景観」「市街地景観」「山林景観」の5つに大別され、また、本市の主たる軸的景観としては、以下の5つが挙げられます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 玄界灘沿いの海岸軸 ② 国道202、203、204号などの道路軸 ③ JR唐津線、筑肥線の鉄道軸 ④ 松浦川、玉島川の河川軸、 ⑤ 上場台地および天山背振山系の丘陵、山並み軸 |
|---|

これらの骨格となる景観構造、景観軸の中に、点的あるいは面（エリア）的な広がりを持つ各種景観資源等が分散しており、このような要素の重なりにより本市固有の景観を形成しています。



(1) 「海岸景観」の特性と課題

本市の北部から西部にかけて広がる玄界灘は、本市の自然の豊かさや美しさを象徴し、新鮮で豊富な海の幸をもたらす最も大切な自然資源の一つです。

リアス式の海岸線や七つの離島による変化に富んだ独特の風景がみられ、景勝地も多く、その海岸線は離島を含み玄海国定公園に指定されていますが、雄大な海岸景観になじまない沿道の建物や看板なども多く、また、地形的な制約から海岸に対する眺望ポイントも限定されています。

市民アンケートでも、市民の「まちのイメージ」として「海に囲まれた海辺の美しいまち」という回答が最も多く、大切な景観としても「玄界灘の夕日」「海」「唐津湾」など「玄界灘」に関する支持が多い状況です。

このため、本市を代表する景観として、美しい「海岸景観」の保全を図ると共に、眺望場所の確保など「海を楽しむ」ための対応が期待されています。



魚見台公園（浜玉）からの眺望

(2) 「台地景観」の特性と課題

玄界灘の海岸線の内陸側にあたる上場台地は、本市西部の大部分を占める丘陵地であり、山地に比べ土地利用が容易であることから、稲作、畑作、畜産が盛んで、丘陵地や斜面の中にある農の風景は、唐津を代表する景観の一つといえます。

しかし、農産物の自由化による経営環境の悪化や後継者不足などを背景に農業経営も厳しさを増しており、今後、景観としての持続性や農業施設の景観に対する配慮が求められています。

また、玄海町や鎮西・肥前地区に集中する原子力発電施設や風力発電施設は、個性的な景観を形成していますが、送電用の鉄塔などによる景観阻害を危惧する声も聞かれ、景観に対する配慮が求められています。

市民アンケートでは、「上場台地」に直接関係する回答は少ない状況ですが、「唐津市のイメージ」として「山並みが美しいまち」「棚田や果樹園のある里山風景が美しいまち」といった支持も多く、丘陵地と産業景観の調和に配慮した「台地景観」のあり方を検討していく必要があります。



遠見番所公園（肥前町）からの眺望

(3) 「農地・集落景観」の特性と課題

松浦川河口部周辺の本市の中央部は、まとまった平野部を形成していますが、これ以外の低地部は、山林や丘陵地の麓から比較的小さな平地がつながっており、森林に囲まれる形で、斜面を活かした稲作や果樹園、茶畑などの畑作が行われている農地・集落が分布しています。

特に、斜面が多い本市には棚田が多く、日本の棚田百選に選定されている「蕨野の棚田」や「大浦の棚田」など日本らしい農村の原風景もみられ、市民アンケートでも、大切な景観として多くの支持を得ています。

一方で、交通量の多い道路や比較的密度の高い集落付近では、農業経営の悪化や後継者不足と相俟って農地の転用などが進み、宅地開発や郊外型店舗などの大型施設の建設による景観の変化が課題となっています。

農地・集落景観は、海や山と共に古くから日本人が自然と共に暮らしてきた貴重な景観であり、農地や集落の維持、保全、育成の観点から「農地・集落景観」の保全を検討する必要があります。



宅地化が進む国道202号線唐津バイパス付近の農地（鏡山からの眺望）

(4) 「市街地景観」の特性と課題

本市の市街地は、唐津湾に面する唐津地区、浜玉地区を中心に形成されており、まちの中心として、都市機能の充実や交通網の整備、住宅や商業施設の開発などの都市的土地利用と整備が進んでいる一方、まちなかには、唐津城や城下町に由来する歴史的まちなみや建造物、唐津くんちに代表される行事や祭り、虹の松原や鏡山などの自然、市街地周辺に広がる田園地帯など、古き良き唐津を物語る景観資源が数多く残っています。

市民アンケートでは、「景観がよくなった理由」として、「公共事業等による市街地整備」が多くの支持を集めている一方で、「景観が悪くなった理由」として、「商業施設により雑然としている」「自動販売機や広告物が増えた」「大きなマンションが建った」などが挙げられています。

また「まちのイメージ」としては、「祭りや伝統行事など文化的風景のあるまち」が2番目の支持を受けており、伝統的・文化的風景が似合うまちを目指し、市街地内および周辺にとって大切な景観やその眺望を保全するとともに、自動販売機や屋外広告物などのあり方を検討しながら、唐津らしい「市街地景観」を保全・創出することが求められています。



舞鶴公園からの眺望

(5) 「山林景観」の特性と課題

本市の東部から南部にかけて連なる天山、背振山系の山並みは、本市の緑の豊かさ、雄大さを象徴し、豊かな水源を育む自然であり、「台地景観」と共に、市域全体の広域的な緑を形成している要素となっています。

これらの大半は、地域森林計画対象の民有林、保安林、自然公園地域などに指定されており、一定の規制がかけられてはいますが、一部に規制がないところもあり、土砂の採掘、送電用鉄塔による景観阻害、林業の不振と森林管理の不足などによる「山林景観」の荒廃が危惧されています。

市民アンケートでは、「まちのイメージ」として「山並みが美しいまち」が3番目に多い支持を受けており、また、巖木や相知地区などの山林地帯の市民の大切な景観として、天山、八幡岳、山々の緑や紅葉が挙げられていることから、市域の緑を形成する「山林景観」の保全が求められています。



八幡岳（大平展望所）からの眺望

第3章 目指すべき取り組みの方向性

3-1 取り組みの視点

本市には、海、山、川など美しい自然や大陸への玄関口として栄えた様々な歴史・文化などによる個性あふれる豊かな景観が数多く残っています。

しかし、城内地区における高層マンションの建設や国道 202 号沿いの屋外広告物の乱立等、これまでの美しい景観に変化が生じ始めています。

また、高速交通網の整備により、周辺都市圏への交通利便性が向上する一方、本市の中心的産業である商業・観光に関しては、中心商店街の空洞化がみられ、日帰り・通過型観光が主体となっていること等により、伸び悩んでいる状況です。

そこで、本市が目指す景観の取り組みの方向性は、景観を視点としたまちづくりを進めることにより美しい景観を保全することに加え、効果的な景観の活用を図ることにより、観光の振興、地域の活性化を図ることも視野に入れた取り組み、すなわち「景観まちづくり」を目指します。

唐津市の目指すべき取り組みの方向性

景観まちづくりによる美しい唐津市の活性化

■「景観まちづくり」とは

これまで本市では、美しい自然景観や環境を保全するための海や河川の清掃活動、まちに潤いや賑わいを創出するための花のあるまちづくり活動やみなとまちづくり活動など、各地域が一体となって多種多様なまちづくり活動が行われてきました。

まちづくりには、地域の多くの人々の関心や協力が不可欠であり、多くの人々の色々な経験や専門性が集約されれば、まちづくりを進める上での様々な問題解決がスムーズとなります。多くの人々の関心を集め協力を得やすくするためには、「目で見てすぐ理解できることをする」ことが最も効果的です。

○「景観まちづくり」の効果

景観は、目に見えるだけに誰もが理解しやすく、活動の成果を目で確認することができるものです。景観の視点からまちづくりに取り組めば、その対象が身近な地域ほど住民や事業者など様々な立場の人々にとって身近な問題として捉えやすく、積極的に活動に参加しようという意思が働き、多くの人々の参加が期待できます。

このように、景観の視点からのまちづくり、すなわち「景観まちづくり」を進めていくことによって、すでに各地域に根ざしている「まちづくり力」の一層の強化につながり、さらには、地域の活性化や交流人口の拡大、観光の振興にもつながります。

○「景観まちづくり」の推進

「景観まちづくり」は、地域住民や事業者、行政などの様々な主体が参画し、それぞれの立場において良好な景観の形成のために必要な役割を果たすことにより、また、協働で取り組むことにより推進されます。

本市は、市民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を認識し、地域の「まちづくり力」の一層の強化と地域の活性化、ひいては観光の振興に寄与することを目標とし、「景観まちづくり」に取り組めます。

■ 参考：「景観まちづくり」の先進事例（出典：国土交通省景観室HP「景観法の概要」）

【三重県伊勢市】

雑多な屋外広告物
 乱雑な電線類
 統一感のない街並み
 屋外広告物の表示・掲出の制限
 協議会の設立
 建築物等の形態意匠の誘導
 無電柱化
 公共施設の配慮

観光客数 H4年 35万人 → **H14年 300万人**
 （街並み整備とイベントとの相乗効果により約9倍に増加）

【埼玉県川越市】

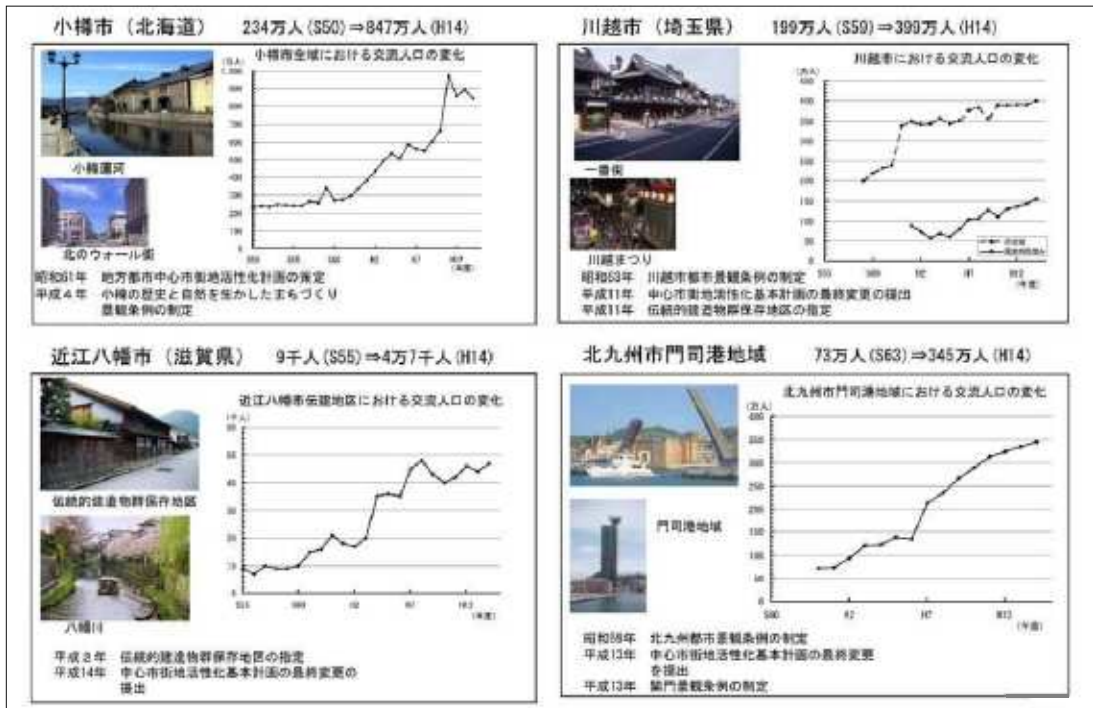
雑多な屋外広告物
 乱雑な電線類
 統一感のない街並み
 屋外広告物の表示・掲出の制限
 協議会の設立
 建築物等の形態意匠の誘導
 電線類の地中化
 公共施設の配慮

観光客数 H元年 90万人 → **H14年 160万人**
 （約2倍に増加）

【滋賀県彦根市】

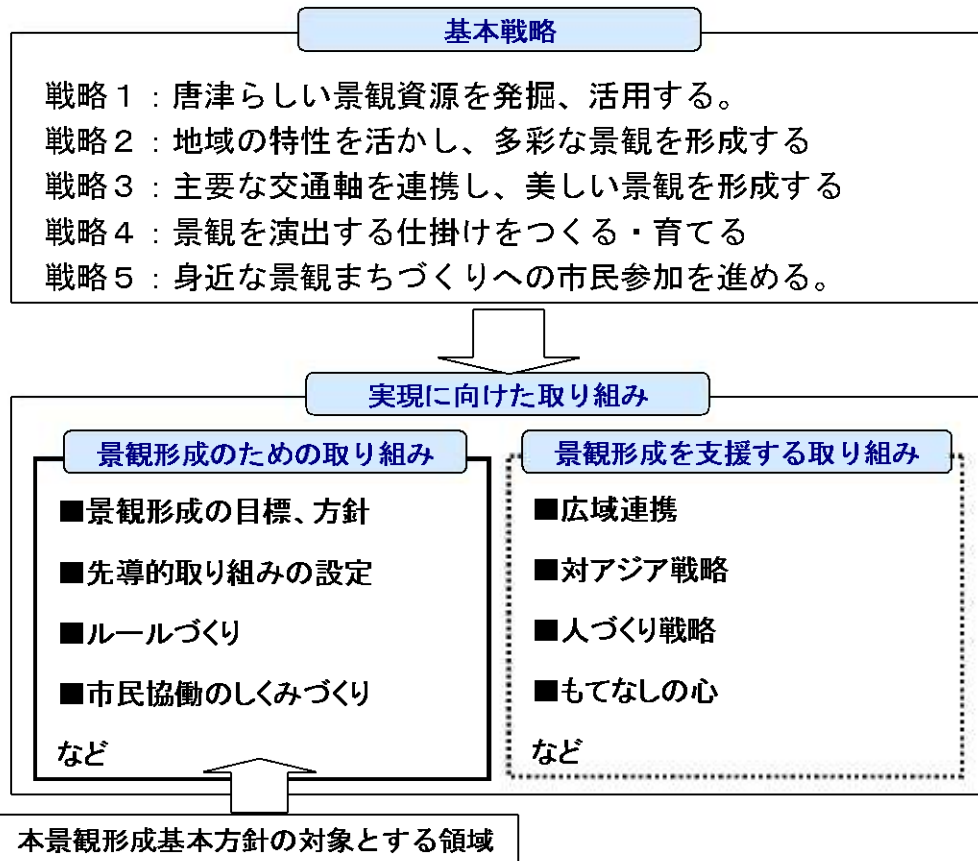
観光客数 H7年 30万人 → **H14年 40万人**
 （約3割増加）

【景観まちづくりに積極的に取り組み交流人口が拡大している都市の例】



(出典：国土交通省景観室HP「景観法の概要」)

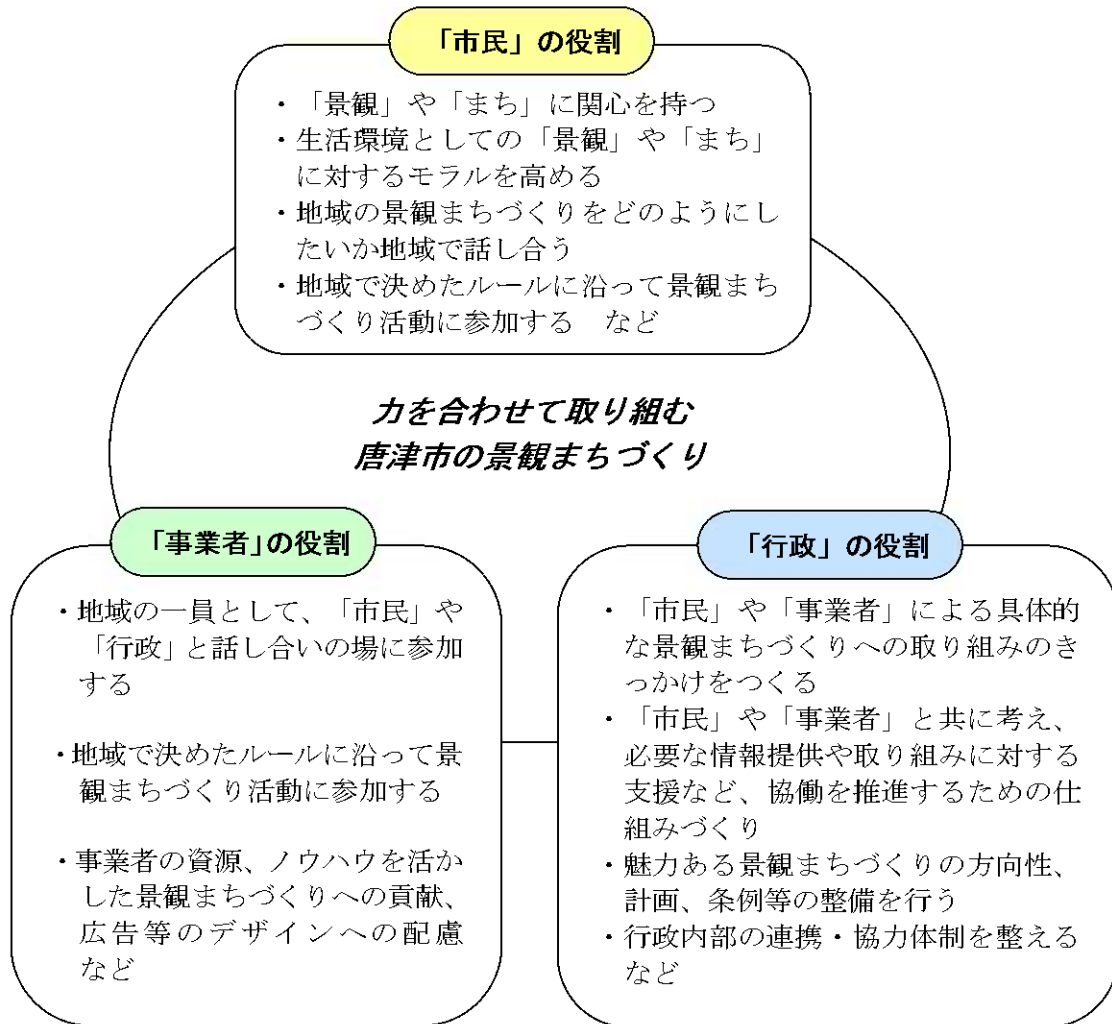
3-2 取り組みの基本戦略



実現に向けた取り組みとして「景観形成のための取り組み」と「景観形成を支援する取り組み」に大別されますが、本景観形成基本方針では、景観まちづくりに直接的に関連する「景観形成のための取り組み」に対応する方策を検討します。

3-3 取り組みの主体別の役割

景観まちづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者、行政が共通の目標を持って、美しい唐津市を「守り」「創り」「育てる」ために、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。そこで、適切な役割分担のもと、市民、事業者、行政のそれぞれが、景観まちづくりの担い手として、積極的・継続的に取り組んでいくことが必要です。



ラブアース・クリーンアップ



(出典：唐津市環境基本計画)

3-4 基本戦略の実現に向けた取り組み

取り組み1

課題となっている景観の改善

本市の景観の中には、良好な景観ばかりでなく、まちなみや自然景観に調和しない景観、地域特性に馴染まない景観など、課題となる景観も多く、これらを適切に改善し、美しいまちなみや眺望といった連続性のある良好な景観を形成していきます。

取り組み2

唐津らしい良好な景観の保全、発掘、創造、活用

本市の景観は、平地～台地～山林など変化に富んだ地形や、市の北から西にかけて面する玄界灘などの自然を基本的な基盤とし、9つの旧市町村のそれぞれの歴史、文化、産業、生活によって地域固有の魅力ある景観が形成されています。これらの多様な景観資源を活かし、唐津らしい個性ある景観を守り育てるとともに、新たな景観資源を発掘、創造し、活用していきます。

取り組み3

来訪者へのわかりやすさ、行きやすさへの配慮

本市の魅力ある景観資源は市域全体に分散していますが、特に唐津市以外からの来訪者にとって、それぞれの景観資源へのアクセス性や景観資源の関連性、テーマ性などが分かりにくい状況です。また、歴史的にみても大陸との深い関わりのある本市においては、その立地特性を活かし、アジアを中心とする海外からの来訪者も視野に入れておく必要があります。そこで国内・海外の来訪者の回遊性向上に向けた「わかりやすさ」、「行きやすさ」に配慮した情報提供・テーマ・ルートの設定などに取り組みます。

取り組み4

優先事項を明確にした計画の実効性

広大な市域を有する本市の「景観まちづくり」は、長期にわたる取り組みとなるため、限られた人的、経済的資源を有効に活用していく必要があります。これから目指す「景観まちづくり」を推進するためには、市域全体についての景観形成の指針を示した上で、取り組みの優先順位を明確にし、効果的な景観形成を進めていきます。

取り組み5

協働による取り組み

「景観まちづくり」は、多くの要素や大勢の人々との関わりの中で行われていくものです。これから進める「景観まちづくり」は、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、協働の取り組みを進めていきます。

第4章 景観形成基本方針

4-1 市域全体における景観まちづくりの方針

(1) 景観まちづくりテーマ

本市は、自然、歴史、文化など多くの優れた資源を有していますが、必ずしも有効に活かされていない状況です。そこでこれらの資源をつなぐルートを設定し、複合的な価値を高めるとともに、市民および来訪者の方に美しい唐津を見てもらい、市民の郷土への誇りや愛着を育んでいくことを目的に、景観まちづくりテーマを設定します。

【景観まちづくりテーマ】

「市民の郷土への誇りと愛着を育み、
誰もが訪れたいくなる景観まちづくり
～『（仮称）“唐の津”風景街道』の形成～」

(2) 基本方針

本景観形成基本方針では、以下の6つの基本方針に基づき、魅力ある景観まちづくりを効果的に進めていきます。

1. 雄大な水と緑の自然景観を保全・活用した景観まちづくり

玄界灘や松浦川などの豊かな水環境、上場台地、天山・脊振山系の山林や斜面などの地形と緑は、本市の骨格として、まちの美しさや魅力を形成する基本的な要素となっています。また、これらはそこに暮らす人々にうるおいや安らぎを与え、全ての生命の営みを支えてきた貴重な資源でもあります。

本市の景観まちづくりの第一歩は、こうした貴重な自然を守り、育て、継承するとともに、美しいまちの骨格として自然景観を保全、活用した景観まちづくりを行うことが基本となります。

2. 地域の歴史・文化を保全・活用した景観まちづくり

唐津城や名護屋城跡、佐用姫にまつわる物語、遺構などの歴史的資源や、「唐津くんち」に代表される祭りや行事、人々の暮らしによって培われてきたまちなみや集落は、本市の特徴ある景観を形成しています。このような本市固有の歴史や文化を尊重し、これを保全・活用することにより、伝統的な魅力を継承していくとともに、人々の暮らしや佇まいに彩りや個性を感じさせる都市空間の形成を目指します。

3. 景観資源をつなぐ快適な回遊性、アクセス性の高いルート『（仮称）“唐の津”風景街道』を軸とした景観まちづくり

9市町村の合併により誕生した新唐津市には、景観資源が広範囲に分散しており、これらをつなぐルートを設定することで、回遊性、アクセス性を高めていくことが求められます。このルートを『（仮称）“唐の津”風景街道』と位置づけ、これを軸とした景観まちづくりを進めることで、国内およびアジアを中心とする海外からの来訪者の回遊性、アクセス性を高め、景観資源を活用した観光の振興、地域の活性化につなげていきます。

4. 市民の「暮らし」を大切にした景観まちづくり

市民にとっては、日常の「暮らし」の場としての景観まちづくりが大切になってきます。特に唐津、浜玉の市街地周辺は、交通利便性の向上にとともに、今後住宅開発等が進展すると予想されます。

整ったまちなみや景観形成を図るうえで、可能な限りゆるやかな規制のもと、市民一人一人が景観に対する良識を身に付け、地域で取り決めたルールや活動を通じて、快適性と統一性のバランスが調和した生活空間の形成を目指していきます。

5. 「にぎわい」を創出する景観まちづくり

市民や来訪者が、本市に誇りや魅力を感じるには、視覚的なまちなみや自然の美しさに加え、いきいきと輝くまちとしての「にぎわい感」や「期待感」が求められます。

そこで、本市の「顔」となる場所や商業地区などでは、市内外から多くの来訪者を迎え、まちに活気とにぎわいを与える景観まちづくりを進めていきます。

6. 「市民全体」が盛り上り、協働して進める景観まちづくり

唐津らしい良好な景観を保全し、活用していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの事業や立場において、景観まちづくりを常に配慮していく必要があります。

特に、これからのまちづくりに関するあらゆる局面において、市民の皆さんの理解と協力に基づく取り組みが必要になっています。

そこで、お互いに果たすべき役割や責任を明確にしつつ、「美しい唐津市の活性化」という共通の目標に向かって、協働で取り組む景観まちづくりを進めていきます。

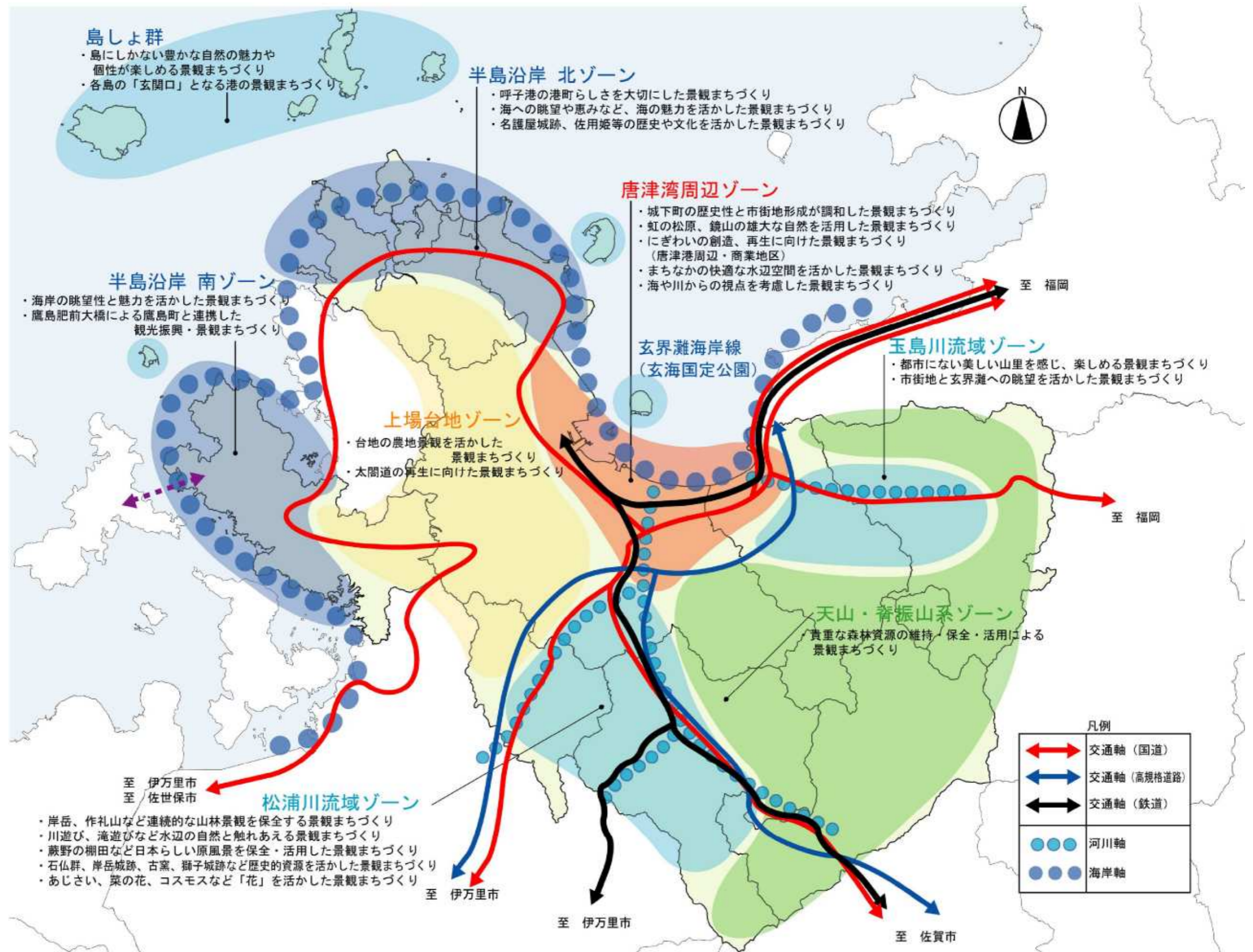
本景観形成基本方針の策定は、市民の皆さんとともに進める景観まちづくりの第一歩となります。



唐津湾の夕景

(3) 景観形成の基本方針図

景観特性に応じて本市の市域に8つの地域ゾーンを設定し、その景観形成の基本方針を以下に示します。



4-2 地域毎の景観まちづくりの指針

共通する景観特性を持つ8つの地域ゾーンを設定し、各ゾーンの景観まちづくりの指針を示します。また、その中で本市の景観形成に特に重要と思われる地区を、重要地区として位置づけます。

(1) 唐津湾周辺ゾーン

① 景観形成の方針

○城下町の歴史性と市街地形成が調和した景観まちづくり

中心市街地に位置する唐津城や城内地区は、「城下町唐津」を象徴するシンボルであり、これを活かした歴史的まちなみを面的に形成していくとともに、都市機能が集積するこの地区周辺の建造物については、歴史的なまちなみと調和した景観まちづくりを目指します。



○虹の松原、鏡山の雄大な自然を活用した景観まちづくり

市街地東部に位置する虹の松原と鏡山は、都市生活者の身近な自然であり、福岡方面からの来訪者にとっては、玄関口の自然となります。本市の緑豊かな自然を象徴する貴重な緑として保全し、また市街地との連続性や眺望性に配慮しながら、効果的に活用する景観まちづくりを目指します。

○にぎわいの創造、再生に向けた景観まちづくり

再生が望まれる中心市街地の商店街（大手通り、中町通り、呉服町・京町アーケード等）、バスセンター周辺の商業地区、古い家並みが色濃く残る魚屋町・大石町等の曳山巡行のまちなみや、唐津藩御用窯跡があり窯元が並ぶ御茶壺窯通り、さらに、現在検討中の唐津港周辺のみなとまちづくりを核とし、恵まれた自然・歴史・文化を活かしつつ、市民や来訪者が親しみ、集い、にぎわいが生まれる景観まちづくりを目指します。

○まちなかの快適な水辺空間を活かした景観まちづくり

気軽に海水浴が楽しめる東の浜・西の浜・浜崎海岸や、掘割など歴史的風情のある町田川、雄大な河口空間を有する松浦川（下流部）など、海や河川の水辺空間の個性を活かしながら、様々な水の表情や魅力を気軽に楽しめる快適な水辺空間を活かした景観まちづくりを目指します。

○海や川からの視点を考慮した景観まちづくり

唐津湾や松浦川は、ヨットやボートなどの水上スポーツや唐津くんちの幕洗い行事など、水域利用者が多く、また高島の宝当神社を参拝する観光客など、海や川から市街地を眺める機会が増大しており、平成19年4月の唐津～壱岐間フェリーの就航に伴い、海からの来訪者も増加しています。そこで本ゾーンにおいては、海や川からの視点を考慮に入れた景観まちづくりを目指します。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- 唐津城および城内地区
- 虹の松原・鏡山地区
- 中心市街地商業地区（大手通り、中町通り、呉服町・京町アーケード等）
- 御茶壺窯通り、曳山巡行のまちなみ
- 唐津港周辺地区（西唐津モダンレトロのまちなみ、東港緑地整備地区等）
- 東の浜、西の浜、浜崎海岸
- 松浦川、町田川
- J R唐津駅周辺地区、J R東唐津駅周辺地区（東唐津駅南地区計画区域等）

唐津城



虹の松原



唐津東港（唐津～壱岐間フェリー就航）



唐津くんち 幕洗い行事の風景



浜崎海岸



松浦川



(2) 半島沿岸 北ゾーン

① 景観形成の方針

○呼子港の港町らしさを大切にした 景観まちづくり

本ゾーンは玄界灘の好漁場に恵まれ、とりわけ呼子港は、「イカ料理」と観光を連携させた取り組みや、呼子の朝市などでも広く知られた港町です。この知名度を活かし、より多くの来訪者が唐津の美しい港町に訪れて、その良さを実感してもらうために、呼子港をモデル地区として、自然と海と人が調和した港町らしい景観まちづくりを目指します。



○海への眺望や恵みなど、海の魅力を活かした景観まちづくり

佐賀県の北西端に位置する本ゾーンの海岸線は、複雑なリアス式海岸が連続しており、波戸岬、加部島、七ツ釜、立神岩など、風光明媚な海の眺めや、最も美しい夕日を楽しむことができる貴重な場所です（海岸一帯は玄海国定公園に指定）。このような海への眺望、新鮮な海の幸、マリンスポーツなどを活かしながら、玄界灘の海の魅力が楽しめる景観まちづくりを目指します。

○名護屋城跡、佐用姫等の歴史や文化を活かした景観まちづくり

豊臣秀吉が築いた名護屋城跡ならびに陣跡は国の特別史跡に指定され、その敷地の一角には、県立名護屋城博物館が整備されています。また、呼子地区には江戸期の捕鯨業の歴史とこれにまつわる古いまちなみ、佐用姫伝説の物語と田島神社、遣唐使などの大陸との交流の歴史など、多くの歴史的・文化的資源を有しており、これらの保護・継承を図りながら、効果的に活用する景観まちづくりを目指します。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- 呼子港地区
- 加部島地区
- 波戸岬地区
- 名護屋城跡および陣跡地区
- 七ツ釜・立神岩周辺地区

呼子（旧中尾家住宅）



波戸岬



名護屋城跡および陣跡地区



七ツ釜



(3) 半島沿岸 南ゾーン

① 景観形成の方針

○海岸の眺望性と魅力を活かした 景観まちづくり

半島沿岸北ゾーン同様に、海岸線一帯は玄海国定公園に指定されたリアス式海岸を形成しており、日比水道を挟んで長崎県鷹島町、福島町や伊万里湾につながる内海域に面するため、海に浮かぶ小規模島しょ群による優れた景観を有しています。

特に、いろは島はその代表的スポットとして有名で、付近には日本の棚田百選の一つである大浦の棚田や、島全体がレクリエーション施設である花と冒険の島、国民宿舎、独特の景観を形成している玄界灘の海風を利用した風力発電施設等があり、これらの資源を活かしながら、いろは島周辺を中心に海岸一帯の魅力ある景観まちづくりを目指します。



○鷹島肥前大橋による鷹島町と連携した観光振興・景観まちづくり

平成 20 年度完成予定の鷹島肥前大橋は、松浦市鷹島町と肥前町間の日比水道にかかる 1.2 km の離島架橋（斜張橋）です。鷹島町は 2001 年 1 月に合併し新松浦市となった人口 2900 人程度の離島で、元寇にまつわる歴史や優れた夕日スポットなどを有しており、鷹島町と連携した交流人口の拡大、観光の振興などに貢献する景観まちづく

りを目指していきます。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- いろは島周辺地区
- 大浦の棚田地区
- 白糸の滝
- 鷹島肥前大橋周辺地区
- 風力発電施設

いろは島



鷹島肥前大橋完成イメージ（鷹島側より）



（出典：長崎県県北振興局ホームページ）

（４）上場台地ゾーン

① 景観形成の方針

○台地の農地景観を活かした景観まちづくり

東松浦半島の内陸部には上場台地が広がり、畑作を中心とする農業や畜産を主体とした土地利用が行われています。一体に広がる農地景観の美しさを活用し、心に安らぎを与えてくれる親しみやすい農の景観まちづくりを目指します。

○太閤道の再生に向けた景観まちづくり

太閤道は、かつて豊臣秀吉が朝鮮出兵の際に通った行軍路であり、本市には、名護屋城から唐津地区にその名残の道があります。このような歴史的な「道」に着目し、城めぐりルートとしての活用など、地域に分散する景観資源をつなぐ重要な装置としての役割を検討し、効果的な景観まちづくりを進めていきます。



② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- 太閤道

(5) 松浦川流域ゾーン

① 景観形成の方針

○岸岳、作礼山など連続的な山林景観を保全する景観まちづくり

岸岳、作礼山、八幡岳、天山などの緑豊かな山林は、ゾーン全体を包み込むように広がり、本ゾーンの基調となる景観となっており、眺望性・生活環境の形成・貴重な歴史的資源・文化的資源をとりまく緩衝帯としての役割などの観点から、それを保全する景観まちづくりを目指します。



○川遊び、滝遊びなど水辺の自然と触れあえる景観まちづくり

松浦川上流部には川本来の自然が残されており、背景となる緑とともに保全を図りながら、美しい河川景観の形成、川遊びなどの水辺の自然に触れることができるスポットづくりなど、それを活用した景観まちづくりを目指します。

また、九州一の落差を誇り、あじさいの名所でもある見帰りの滝は、日本の滝百選にも選ばれた優れた資源であり、静かな山中における憩いや癒しの空間にふさわしい景観として保全・活用します。

○蕨野の棚田など日本らしい原風景を保全・活用した景観まちづくり

日本の棚田百選の一つである蕨野の棚田や町切の水車群など、日本らしい原風景を有するエリアについては、古き良き景観の保全を図るとともに、里山環境が形成されていることに着目し、幅広い来訪者と交流する自然観察や体験学習などの活用や、他の地域に分布する棚田との連携などを視野に入れた景観まちづくりを目指します。

○石仏群、岸岳城跡、古窯、獅子城跡など歴史的資源を活かした景観まちづくり

岸岳周辺には鵜殿石仏群、山城である岸岳城跡や、国内でも最古の登り窯群が集積し、特に岸岳古窯群は国の史跡指定を受けています。さらに獅子城跡は佐賀県史跡に指定されて現在調査が行われており、また唐津焼の窯元も点在しています。これらの貴重な歴史的資源の保全を図りながら、連携した活用を検討することで、その魅力を高める景観まちづくりを進めていきます。

○あじさい、菜の花、コスモスなど「花」を活かした景観まちづくり

この地区は地域住民による「花」の運動が盛んで、沿道や広場などに、あじさい・菜の花・コスモスなどが各所に見られ、「花の里」としてのイメージが定着しています。このような住民との協働による景観まちづくりをさらに推進していくことにより、周辺の景観資源の魅力を一層高めていきます。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- 岸岳周辺地区
- 蕨野の棚田地区
- 町切の水車群地区
- 松浦川上流部河畔地区
- 見帰りの滝周辺地区
- 鶴殿石仏群
- 獅子城跡

岸岳古窯跡



蕨野の棚田



相知山崎のコスモス



見帰りの滝



町切の水車群



(出典：自然と暮らしを考える研究会ホームページ)

(6) 玉島川流域ゾーン

① 景観形成の方針

○都市にない美しい山里を感じ、楽しめる景観まちづくり

豊かな山の恵みに支えられた農林業を中心とした集落のあるゾーンであり、福岡方面からの田舎・癒し・本物を志向するニーズも高まりを見せています。近年湧出した温泉とともに、都市にはない山里の素晴らしさや生活体験など、美しい山里を気軽に感じ、楽しめる景観まちづくりを目指します。



○市街地と玄界灘への眺望を活かした景観まちづくり

天山・脊振山系の一部をなす本ゾーンは、立地特性上、市街地のまちなみや虹の松原、鏡山、玄界灘が一望できる眺望が得られやすい特性があり、このような眺望ポイントを活かし、本市を一体的に実感できる重要な資源として、景観まちづくりに活用していきます。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

- 鳴神の庄・観音の滝周辺地区
- 眺望スポット

鳴神の庄



観音の滝



観音大橋付近からの眺望



浜玉平原地区からの眺望



(7) 天山・脊振山系ゾーン

① 景観形成の方針

○貴重な森林資源の維持・保全・活用による景観まちづくり

本市の東部をしめる天山・脊振山系の山なみは、本市を取り囲む連続した緑として重要であり、松浦川や玉島川の源流を支える貴重な自然環境でもあります。森林資源としての維持・保全を基本としながら、眺望スポット、自然体験・体験学習の場、自然観察など、森林を活用した活動が可能な景観まちづくりを目指します。



② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

○蔽木ダム周辺地区

○樫原湿原

蔽木ダム周辺



樫原湿原



(8) 島しょ群

① 景観形成の方針

○島にしかない豊かな自然の魅力や個性が楽しめる景観まちづくり

本市には、7つの島しょ（高島・神集島・小川島・加唐島・松島・馬渡島・向島）があり、各島の豊かな自然を保全しながら、島々をめぐる島めぐりなどが楽しめるような景観まちづくりを進めていきます。またこれらの島しょにおいても、神集島の万葉の歌碑、その名前から宝くじファンが集まることで有名になった高島の宝当神社など、それぞれの島の歴史や資源の魅力などの個性を発揮させる景観まちづくりを目指します。



○各島の「玄関口」となる港の景観まちづくり

来訪者が主となる「島めぐり」などの活用においては、「玄関口」となる各港の雰囲気大切に景観まちづくりを進めていきます。

② 重要地区

本ゾーンにおける重要地区としては、以下のものが考えられます。

○各島の港湾地区

4-3 景観資源を結ぶ重要ルートの指針

(1) 重要ルートの設定～『(仮称)“唐の津”風景街道』～

本市の広範な市域に分散して存在する良好な景観資源の魅力をも、国内外のより多くの来訪者に等しく享受するためには、各ゾーンを有機的に連携する「わかりやすいルート」の設定と整備が必要です。

このため、市域内に存在する国・県道を中心として、特に回遊性に配慮し、滞在型観光にも寄与するような骨格となるルートを、本市の景観資源を結ぶ重要ルートとして設定します。

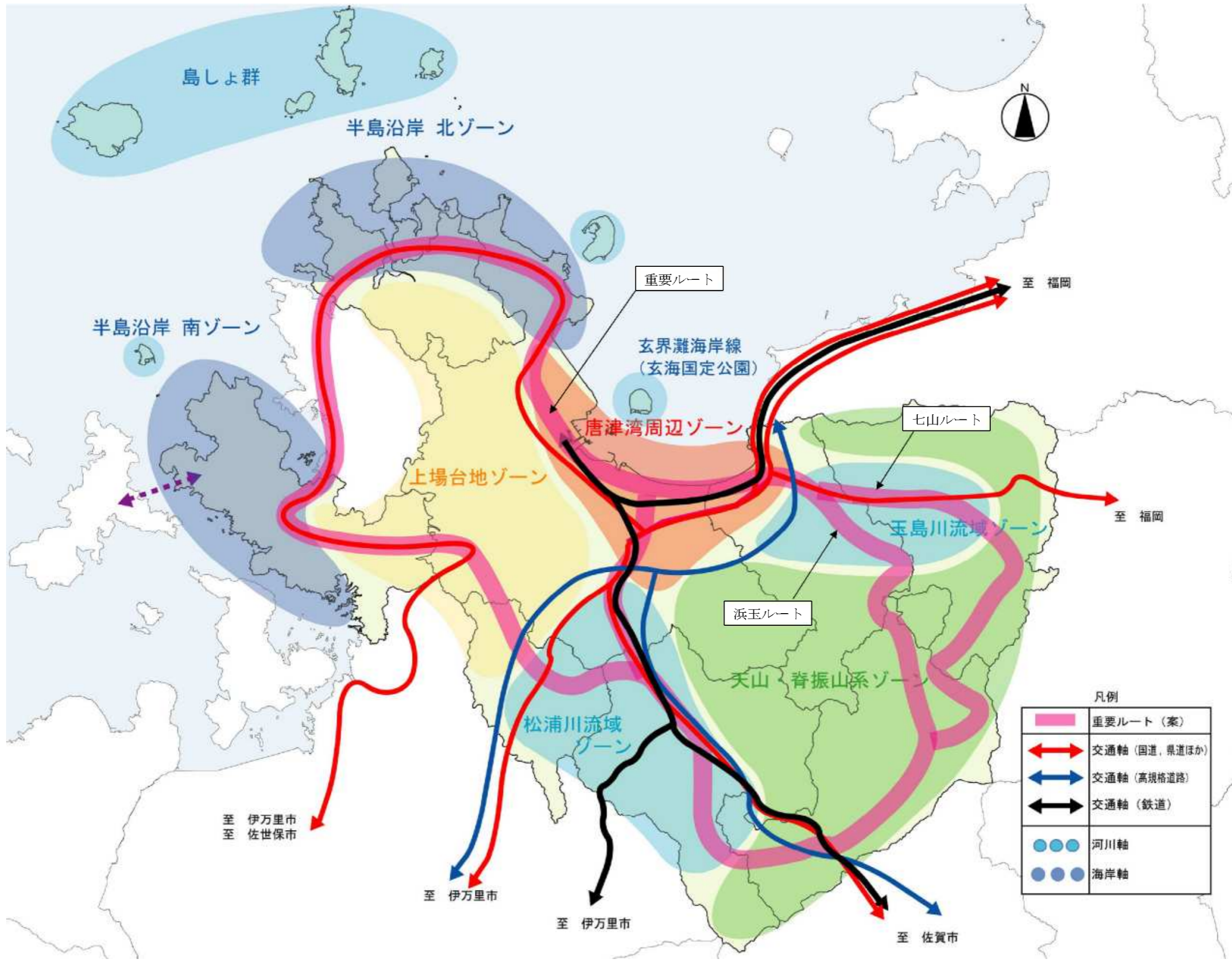
現在、国では、自然、歴史、文化、風景などをテーマとして、「訪れる人」と「迎える地域」の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指した美しい街道空間の形成を基本方針として「日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）」の応募が行われており、本市も「玄界ウエストコースト都市圏会議」を構成する市町と共同で海沿いの道路をルートとする「(仮称)玄界灘風景街道」を応募しています。

今回設定する本市の景観資源を結ぶ重要ルートには、海沿いの道路で「(仮称)玄界灘風景街道」と重複する部分がありますが、懇話会での意見を踏まえ、ルート名を『(仮称)“唐の津”風景街道』と設定します。

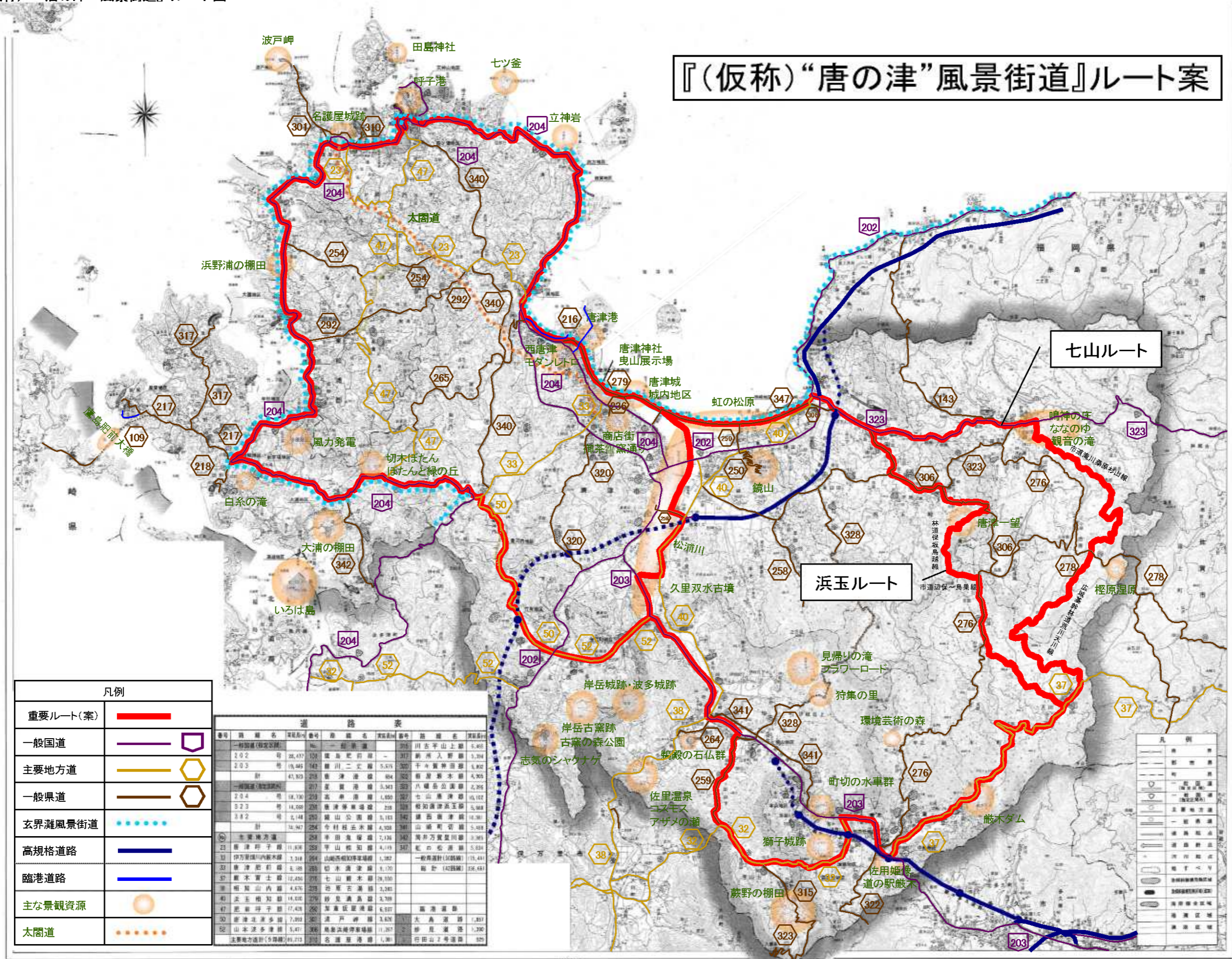
本市の景観まちづくりは、この『(仮称)“唐の津”風景街道』を基軸とし、道路沿いも含めた効果的な景観形成を図ることにより、本市の観光振興と地域の活性化に寄与することを目指します。



■ 各ゾーンを結ぶ重要ルートのイメージ



■ 『(仮称)“唐の津”風景街道』ルート図



『(仮称)“唐の津”風景街道』ルート案

七山ルート

浜玉ルート

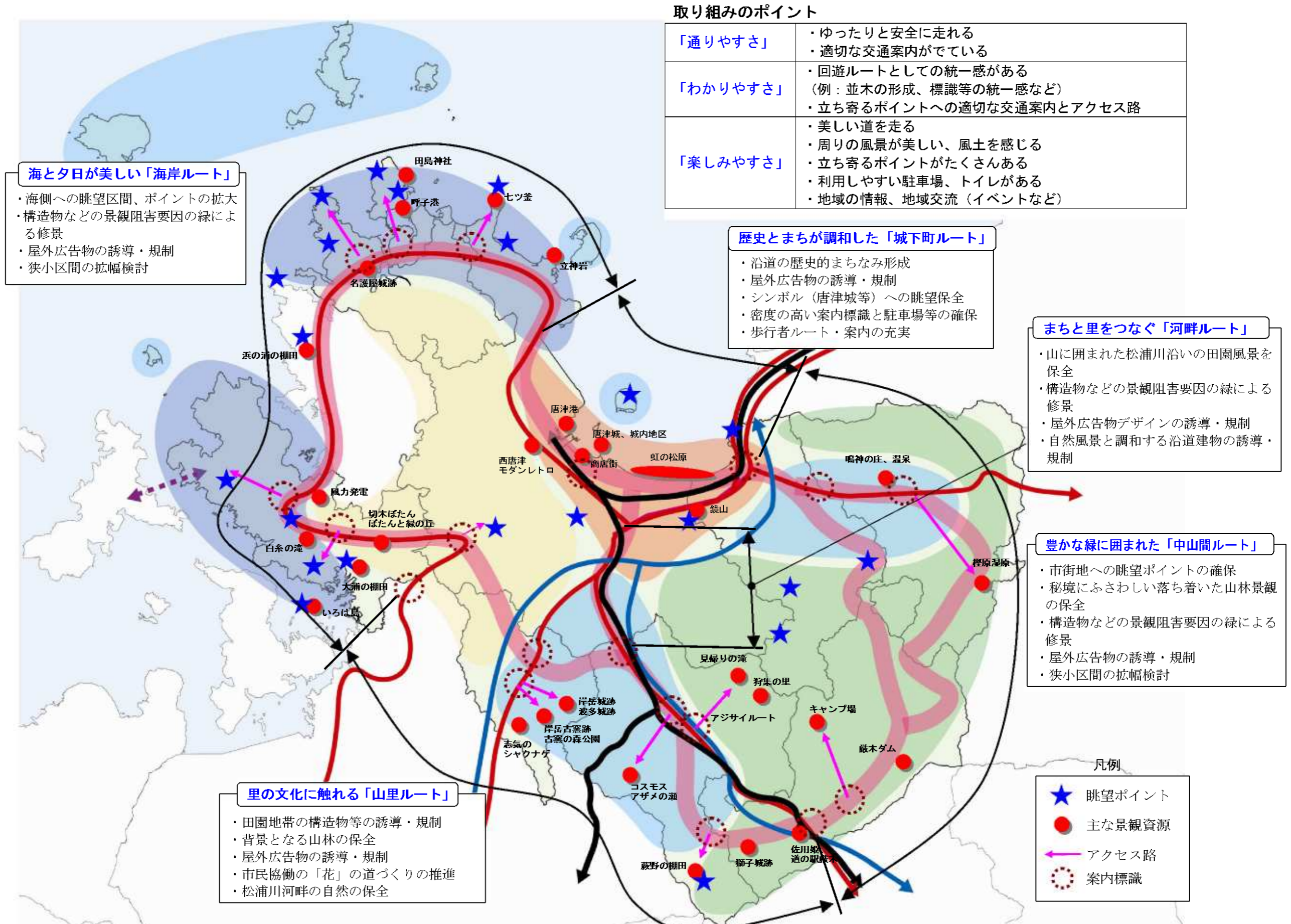
| 凡例 | |
|----------|--|
| 重要ルート(案) | |
| 一般国道 | |
| 主要地方道 | |
| 一般県道 | |
| 玄界灘風景街道 | |
| 高規格道路 | |
| 臨港道路 | |
| 主な景観資源 | |
| 太閤道 | |

| 道 路 表 | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|------|-----------|--------|--------------|---------|
| 番号 | 路線名 | 延長(km) | 備考 | 延長(km) | 備考 | | |
| 1 | 一般国道(指定区間) | 7 | 一般国道 | 376 | 川古平山道路 | | |
| 2 0 2 | 号 | 22,417 | 138 | 徳島肥前線 | 317 | 新津入野線 | |
| 2 0 3 | 号 | 19,845 | 143 | 徳川二支線 | 5,575 | 千本堂神田線 | |
| 計 | | 41,923 | 218 | 唐津港線 | 864 | 新津新木線 | |
| 1 | 一般県道(指定区間) | 217 | 唐津港線 | 5,943 | 333 | 八幡島公園線 | |
| 2 0 4 | 号 | 18,170 | 213 | 高津港線 | 1,650 | 327 | 七山港線 |
| 2 0 5 | 号 | 14,668 | 226 | 唐津停車場線 | 218 | 328 | 相知唐津浜玉線 |
| 2 0 6 | 号 | 2,144 | 252 | 鏡山公園線 | 5,183 | 342 | 鎌倉西園寺線 |
| 計 | | 34,947 | 254 | 今村桂木線 | 4,928 | 341 | 山崎町新橋線 |
| 地 | 主要地方道 | 258 | 幸田港線 | 7,126 | 342 | 岡井万原屋川線 | |
| 23 | 唐津野子線 | 11,638 | 259 | 幸山和知線 | 4,119 | 347 | 肥前中津線 |
| 33 | 伊万里内線 | 3,318 | 264 | 山崎西相知停車場線 | 1,282 | 一般県道計(30路線) | |
| 33 | 唐津肥前線 | 3,188 | 265 | 知水港線 | 1,170 | 一般県道計(142路線) | |
| 37 | 唐本富士線 | 12,456 | 271 | 七山新木線 | 19,030 | | |
| 38 | 相知山内線 | 4,676 | 273 | 地蔵古満線 | 3,283 | | |
| 40 | 安玉和知線 | 14,030 | 279 | 砂見満島線 | 3,759 | | |
| 47 | 唐津野子線 | 17,428 | 280 | 唐津成田港線 | 6,937 | | |
| 50 | 唐津北港線 | 7,993 | 301 | 唐津港線 | 3,626 | | |
| 52 | 山本港線 | 5,471 | 306 | 高島浜停車場線 | 11,267 | | |
| 計 | 主要地方道計(9路線) | 41,213 | 311 | 名護屋港線 | 1,361 | | |
| | | | | | | 行田山2号道路 | |
| | | | | | | 529 | |

| 凡 例 | |
|-----|----------|
| | 一般国道 |
| | 主要地方道 |
| | 一般県道 |
| | 玄界灘風景街道 |
| | 高規格道路 |
| | 臨港道路 |
| | 主な景観資源 |
| | 太閤道 |
| | 重要ルート(案) |
| | 一般国道 |
| | 主要地方道 |
| | 一般県道 |
| | 玄界灘風景街道 |
| | 高規格道路 |
| | 臨港道路 |
| | 主な景観資源 |
| | 太閤道 |

(2) 重要ルートの取り組みイメージ

重要ルートの取り組みでは、「通りやすさ」「わかりやすさ」「楽しみやすさ」をポイントとし、沿道環境を活かした景観形成を図ります。



取り組みのポイント

| | |
|----------|---|
| 「通りやすさ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりと安全に走れる ・適切な交通案内がでている |
| 「わかりやすさ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・回遊ルートとしての統一感がある (例：並木の形成、標識等の統一感など) ・立ち寄るポイントへの適切な交通案内とアクセス路 |
| 「楽しみやすさ」 | <ul style="list-style-type: none"> ・美しい道を守る ・周りの風景が美しい、風土を感じる ・立ち寄るポイントがたくさんある ・利用しやすい駐車場、トイレがある ・地域の情報、地域交流(イベントなど) |

海と夕日美しい「海岸ルート」

- ・海側への眺望区間、ポイントの拡大
- ・構造物などの景観阻害要因の緑による修景
- ・屋外広告物の誘導・規制
- ・狭小区間の拡幅検討

歴史とまちが調和した「城下町ルート」

- ・沿道の歴史的まちなみ形成
- ・屋外広告物の誘導・規制
- ・シンボル(唐津城等)への眺望保全
- ・密度の高い案内標識と駐車場等の確保
- ・歩行者ルート・案内の充実

まちと里をつなぐ「河畔ルート」

- ・山に囲まれた松浦川沿いの田園風景を保全
- ・構造物などの景観阻害要因の緑による修景
- ・屋外広告物デザインの誘導・規制
- ・自然風景と調和する沿道建物の誘導・規制

豊かな緑に囲まれた「中山間ルート」

- ・市街地への眺望ポイントの確保
- ・秘境にふさわしい落ち着いた山林景観の保全
- ・構造物などの景観阻害要因の緑による修景
- ・屋外広告物の誘導・規制
- ・狭小区間の拡幅検討

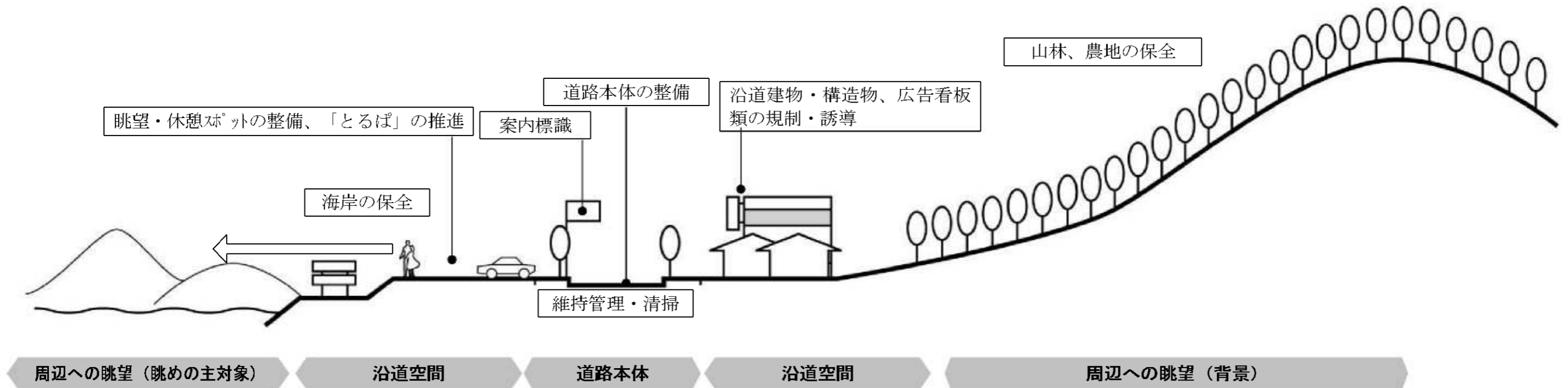
里の文化に触れる「山里ルート」

- ・田園地帯の構造物等の誘導・規制
- ・背景となる山林の保全
- ・屋外広告物の誘導・規制
- ・市民協働の「花」の道づくりの推進
- ・松浦川河畔の自然の保全

- 凡例
- ★ 眺望ポイント
 - 主な景観資源
 - ← アクセス路
 - 案内標識

■ 重要ルートへの取り組み 断面イメージ

重要ルートを断面的に見たときの景観形成の取り組みは、「道路本体」「沿道空間」「周辺への眺望」の3つに大別され、その取り組みイメージを以下に示します。



| 検討項目 | | 取り組みのイメージ |
|----------------|----------------------------|---|
| 適用範囲 | | ・道路本体及びその沿道空間を対象とし、道路境界より数十m程度の範囲 |
| 道路本体 | 道路本体の整備 | ・シーニックバイウェイ（玄界灘風景街道）を含めた国道区間並びに県道区間部分については、国・県との協働による整備 ・ルート上の狭小区間については、優先的に拡幅事業を検討 ・重要地区付近など必要と思われる区間は、歩行者ネットワークに配慮し、街路樹、歩道幅員、情報案内などを検討 |
| | 維持管理・清掃 | ・基本的には行政の維持管理 ・市民協働による花壇づくり、清掃活動の展開など |
| | 案内標識 | ・路線全体に統一感のある案内標識の設置を検討 |
| 沿道空間 | 眺望・休憩スポット等の整備 ／「とるば」の推進 | ・眺望・休憩スポットの整備（駐車場等） ・観光、地域情報の提供 ※「とるば」とは駐車場と撮影ポイントがセットになった場所 |
| | 沿道建物、構造物・広告看板類 の規制・誘導 | ・阻害要因となる対象と規模の検討 ・景観形成のための地域ルールを検討 |
| 周辺への眺望 ・その他 | 海岸・山林・農地の景観保全 | ・重要ルート上からの背景になる可視領域を基本範囲に保全 ・農地については景観農業振興地域整備計画等の導入を検討 ・農業、林業の支援、育成方法の検討 ・都市計画区域、風致地区、用途地域等の再検討 ・地区計画制度を活用したまちづくりの推進 ・自然公園区域拡大の検討 ・景観を阻害するガードレール・鉄塔などの改善 |
| | 市民活動団体・組織 | ・景観・観光・情報を総合化する市民参画、活動団体の組織化（例：海岸、山林、市街地の3ヶ所に活動拠点化） |

■ 参考：「とるば」について

「とるば」とは、安全に駐車できる駐車場と、撮影スポットがセットになった場所（フォトスポット&パーキング）の愛称であり、利用者の投稿により更新される情報提供サービスとして国土交通省が推進しています。

平成19年3月現在で唐津市の「とるば」は以下の15カ所が登録されています。



浜玉町簡易パーキング



小友キャランコビーチ駐車場



名護屋城跡駐車場



呼子大橋駐車場



鏡山駐車場



いろは島展望台駐車場



風に見える丘公園



交流広場



大平展望所駐車場



風のふるさと公園



波戸岬キャンプ場駐車場



東城内



虹の松原駐車場



加部島キャンプ場



セツ釜



(出典：九州とるば (国土交通省) HP)

第5章 推進方策

5-1 景観まちづくり施策の明確化

景観形成基本方針の実現に向けて、以下の景観まちづくり施策等を明確に位置づけ、これからの長期的な景観まちづくりの取り組みを実践していきます。

- ①景観誘導のためのルールづくり
- ②市民活動への支援制度の充実
- ③景観まちづくりの推進施策
- ④先導的に取り組むエリアの設定
- ⑤景観まちづくりの推進体制

5-2 景観誘導のためのルールづくり

良好な景観形成に向けて、より具体的な景観誘導、あるいは規制を行っていくためには、現行制度を活用するとともに、新しい景観誘導のためのルールづくりが必要です。本市では、全市的な視点から誰もが不快に感じるものを制限する「緩やかなルール」から、本市の個性や魅力を発揮する重要な地域における、より「きめ細かいルール」づくりまで、目的に応じたルールづくりを進めます。

(1) 現行制度の活用

○良好な景観づくりのための協定

- ・建築協定や緑地協定などの既存のしくみを活用するとともに、景観法に基づく景観協定の活用を検討していきます。

(例：建築協定・緑地協定・総合設計制度・景観協定の活用 等)

○地域ごとのルールづくり

- ・地域の特性に応じた景観のルールづくりを進めていきます。

(例：地区計画制度の活用、景観地区の活用 等)

(2) 新たな制度づくり

○大規模行為に関する規制誘導

- ・一定規模以上の建築物や工作物の建設、面的な宅地開発などの大規模行為は、本市全体の景観に大きな影響を与えるため、これらの行為に関する規制誘導を進めていきます。

(例：事前協議制度や届出制度の導入、指針や基準づくり 等)

○公共施設整備の基準

- ・景観形成が進めやすい公共施設の整備において、景観形成のガイドラインの整備を進めていきます。

(例：唐津市公共施設景観形成ガイドライン 等)

○屋外広告物対策の推進

- ・佐賀県屋外広告物条例等を基本としながら、本市の各地域特性に応じた独自の屋外広告物の規制誘導のあり方を検討していきます。

(例：県からの権限委譲による独自の条例づくり、許可基準の導入 等)

○ごみの不法投棄の監視

- ・清潔で美しい環境・景観の形成に向けて、不法投棄の監視強化と意識啓発を進めていきます。

5-3 市民活動への支援・制度の充実

本市が目指す景観まちづくりは、行政だけでなく市民や事業者が自発的な活動を積極的に進めていくことが重要です。

その活動を支援する制度の充実を行うとともに、市民全体で盛り上げていくための普及啓発に向けた取り組みを進めます。

(1) 市民活動への支援

○景観まちづくりを行う市民団体・組織の認定と支援

- ・本市が目指す景観まちづくりに対して、率先して取り組みを行う市民団体や組織を認定し、認定した団体・組織に対して、活動の円滑化・動機付けに資する支援等を検討します。

(例：専門家の派遣、技術的支援、一部経費の負担、活動中の保険制度 等)

○重要な景観資源等に対する支援

- ・指定・登録を行った景観資源に対して、維持管理・保全のための支援を検討します。
- ・また、市民の景観形成に資する活動への支援・制度の整備を進めます。

(例：唐津市生けがき設置奨励事業補助金の活用 等)

(2) 普及啓発への取り組み

○景観まちづくりに関する啓発活動の推進

- ・市民が本市の景観まちづくりについて、市民がともに考え、新たな活動の動機付けとなるイベント等の開催を推進していきます。
- ・また、公共施設の整備など市民の意見を聞く必要があるものに関しては、早期段階から情報を公開し、市民の意見を聞く機会を増やします。

○PR、情報発信

- ・広報誌やホームページ等を活用し、本市の景観施策の概要や、先導的な市民団体の取り組みや成果についての紹介、本市の景観まちづくりの先導的な取り組み、事例などを紹介します。

○表彰制度の創設

- ・市民や事業者の景観まちづくりの取り組みの中から優れた取り組みや美しい景観形成に寄与するものについて表彰を行う制度づくりを進めます。

5-4 景観まちづくりの推進施策

○景観形成推進事業の位置づけ

- ・唐津市総合計画の基本構想および唐津市景観形成基本方針の実現を図るため、総合計画に掲げられた事業の中から、重点地区および『(仮称)“唐の津”風景街道』に関わる事業を選定、あるいは景観形成に関わる新たな事業を創出し、景観形成推進事業としての位置づけを進めます。
- ・施策の実現に向けて、景観形成推進事業については庁内関係各課と庁内推進委員会を設置し、選定・協議し、景観行政担当部署が事業の点検・進捗状況の管理を行う仕組みづくりを検討します。

○景観条例、景観計画の策定

- ・景観形成基本方針に基づき「(仮称)唐津市景観まちづくり条例」を制定し、景観法に基づく「景観計画」を策定します。
- ・景観計画区域は市域全体とし、一定規模(例：1,000 m²以上の建築物の新增改築等)以上の行為に対する届出を義務化し、本市全体の景観に大きな影響を与える行為に対し、緩やかな規制誘導を進めます。
- ・重点地区(例：蕨野地区、城内周辺地区等)および『(仮称)“唐の津”風景街道』を中心として、随時個別のガイドラインの策定を進めます。
- ・実効性の確保のためガイドラインは個別的・具体的に策定し、確実に運用可能なものを目指します。
- ・すでに日本風景街道に応募している「(仮称)玄界灘風景街道」の周知・整備を進めるとともに、『(仮称)“唐の津”風景街道』の日本風景街道の申請・登録にも取り組みます。
- ・景観まちづくり審議会および景観まちづくり専門家会議を設置し、ガイドラインの策定、指導・勧告等の際に意見を求めます。

○都市計画マスタープランの策定と連動した地域地区等の見直し

- ・唐津城や鏡山などのシンボル景観への眺望確保のため、あるいは良好な視点場からの眺望を保全・再生するため、都市計画マスタープランの策定と連動し、都市計画法に基づく地域地区等の見直しを検討します。

○まちなか再生への取り組み

- ・まちなか再生を図るため、唐津市まちなか再生推進グループや唐津市産業振興ビジョンでの議論を踏まえながら、関係各課・事業者・地域団体等と協働して取り組みます。

○他事業者との連携体制について

- ・重点地区内において施設を有する国・県・電線管理者・事業者・地域住民等と景観協議会を設立し、目標の共有化を図るとともに、景観形成のあり方について協議を進めます。
- ・松浦川、JR唐津線、主要道路が並行する沿線について、それぞれの管理者や地域住民と協力し、菜の花再生等の景観創出事業に取り組みます。

○屋外広告物規制事務の権限委譲と独自のルールづくり

- ・地域の景観と調和した屋外広告物とするため、県から屋外広告物規制事務の権限委譲を受けることを検討し、独自のルールづくりや、確実に運用できる具体的なガイドライン作成に取り組みます。

■ 今後のスケジュールの見通し（新市総合計画目標年次の平成26年度まで）

- （前期）**
- 「（仮称）唐津市景観まちづくり条例」の制定
 - 市域全体を対象区域とする「景観計画」の策定
 - 葦野の棚田地区のガイドラインの策定
 - 都市計画マスタープランの策定
 - 景観行政担当部署の充実
 - 景観形成推進事業の実施
 - 城内・中心市街地・みなとまち地区のガイドラインの策定
 - 都市計画地域地区の見直し
- （後期）**
- 屋外広告物規制事務の権限委譲
 - 『（仮称）“唐の津”風景街道』の日本風景街道の申請・登録への取り組み
 - 「唐の津『新風景街道』（仮称）」のガイドラインの策定
 - 屋外広告物規制のガイドラインの策定
 - 景観協議会の立ち上げ（JR唐津線沿線の菜の花再生）
 - いろは島周辺地区のガイドラインの策定
 - 呼子周辺地区のガイドラインの策定
 - 景観計画の見直し、ガイドライン等の策定　ほか

5-5 先導的に取り組むエリアの設定

本市の景観まちづくりは、市民・事業者・行政の取り組みを長期にわたって積み重ね、継続していくことが必要です。

ここでは、本市の景観まちづくりに早期に効果を具現化するために「先導的に取り組むエリア」を設定し、具体的な実践に取り組めます。

「先導的に取り組むエリア」の設定に当たっては、本市の重要ルートの配置、これまでの市民協働のまちづくりの取り組み、懇話会での意見等を考慮し、以下の5つの先導的に取り組むエリアを設定します。

■ 先導的に取り組むエリア

① 呼子周辺エリア

| | |
|-----------|--|
| 場 所 | 玄界灘に面した波戸岬、加部島などの東松浦半島沿岸北ゾーンのうち、呼子港の周辺エリア |
| エリア内の重要地区 | ・波戸岬地区 ・加部島地区 ・名護屋城跡および陣跡地区 ・呼子港地区 など |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによる本市の景観イメージとして「海に囲まれた海辺の美しいまち」が最も多く、その景観イメージを象徴できるエリアである。 ・呼子ではイカ料理と観光が連携した産業が定着しており、県外に対する知名度も高く、PR効果が期待できる。 |
| | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p style="text-align: center;">波戸岬</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p style="text-align: center;">夕日に映える呼子大橋</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p style="text-align: center;">加部島(杉の原牧場)</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p style="text-align: center;">名護屋城</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p style="text-align: center;">旧中尾家住宅</p> </div> </div> |




②いろは島周辺エリア

| | | |
|-----------|--|--|
| 場 所 | 東松浦半島沿岸南ゾーンのうち、いろは島・大浦の棚田・白糸の滝などの周辺エリア | |
| エリア内の重要地区 | ・いろは島地区 | ・大浦の棚田地区 |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによる唐津市の景観イメージとして「海に囲まれた海辺の美しいまち」が最も多く、その景観イメージを象徴できるエリアである。 ・小規模島しょ群と日本の棚田百選の棚田や滝など海岸一帯の魅力ある資源を活かした広域連携の可能性が高い。 |  <p>白糸の滝</p>  <p>いろは島</p>  <p>大浦の棚田</p> |

③城内・中心市街地・みなとまちエリア

| | | |
|-----------|---|--|
| 場 所 | 唐津湾周辺ゾーンのうち、城内・内町・外町地区の中心市街地と唐津港周辺 | |
| エリア内の重要地区 | ・城内地区 | ・唐津港周辺地区 |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市中枢機能が集積する中心地区であり、対外的にもまちの顔、玄関口となる地区である。 ・本市では城内地区周辺で古くから景観形成に対する取り組みや、西唐津モダンレトロの取り組みなどが多数行われてきているほか、現在、唐津港周辺のみなとまちづくりも市民協働で進展しており、市民の注目度も高い。 |  <p>西唐津モダンレトロ</p>  <p>唐津城</p>  <p>唐津港</p> |

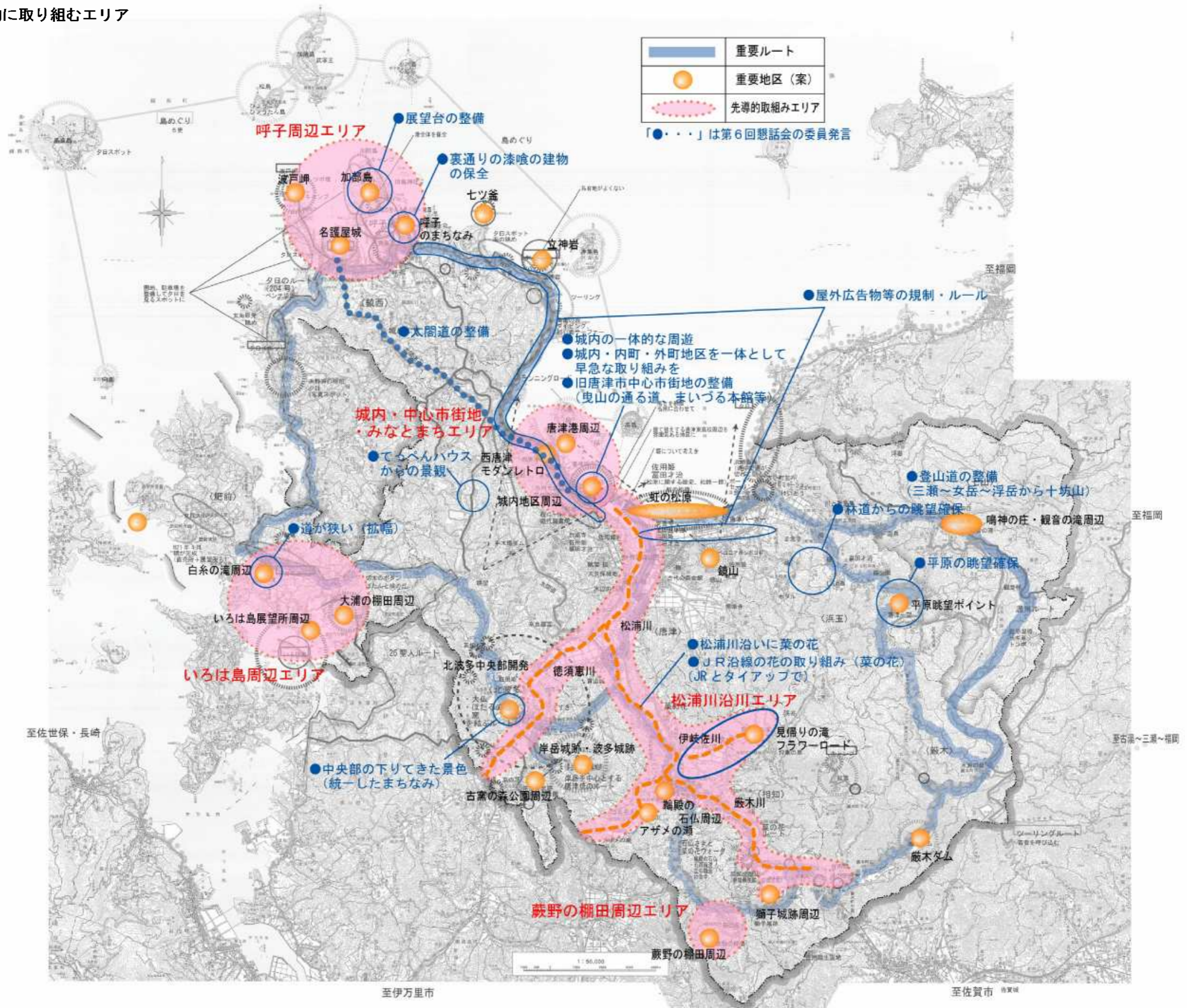
④松浦川沿川エリア

| | |
|-----------|--|
| 場 所 | 松浦川流域ゾーン・唐津湾周辺ゾーンのうち、松浦川沿川 |
| エリア内の重要地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・松浦川 ・徳須恵川 ・伊岐佐川 ・巖木川 ・鶴殿の石仏群 ・見帰りの滝周辺地区 ・アザメの瀬 ・獅子城跡周辺 ・J R唐津線沿線 など |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の山の豊かな緑、川の清らかさを象徴するエリアであり、沿線に住民も比較的多く、市民参加も期待できる。 ・特に相知地区では古くから「花」をテーマとした市民のまちづくり活動が定着している。 ・国道や松浦川を管理する国やJ Rとの協働による効果的な景観形成の可能性を秘めている。 |
| |   <p>松浦川に隣接する鬼塚駅</p> <p>見帰りの滝</p>  <p>J R唐津線沿線の菜の花</p> |

⑤蕨野の棚田周辺エリア

| | |
|-----------|---|
| 場 所 | 松浦川流域ゾーンのうち、蕨野の棚田周辺 |
| エリア内の重要地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・蕨野の棚田地区 |
| 選定理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本の棚田百選の一つで、全国的にみても最大級の規模を誇り、日本の原風景を象徴する他地域にはない貴重な景観である。 ・文化庁が選定する重要文化的景観の申請に向けた取り組みをすでに行っており、市民協働の取り組み体制や市民の意識が一定のレベルに達している。 |
| |   |

■ 先導的に取り組むエリア



5-6 景観まちづくりの推進体制

景観まちづくりの推進に向けて、市民が積極的に取り組みに関わることができるしくみを整えるとともに、行政内の組織づくりが必要不可欠です。加えて、それぞれが効果的に連携・協働していくためのしくみを整えていくことが必要です。

(1) 協働の組織づくり

<景観まちづくり審議会の設置>

- ・市民との協働による取り組みを進めるため、景観まちづくり懇話会から、条例で位置づけた「景観まちづくり審議会」（以下「審議会」といいます。）に改編・設置します。
- ・景観計画およびガイドラインの策定、届出行為に対する勧告・命令、景観形成推進事業の計画等の際には、審議会の意見を聴取します。
- ・審議会は市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成します。

<景観まちづくり専門家会議の設置>

- ・審議会の下部組織として、本市全体の景観まちづくり戦略やデザインに目配りする「景観まちづくり専門家会議」（以下「専門家会議」といいます。）を設置します。
- ・専門家会議は、景観計画およびガイドラインの策定、届出行為に対する勧告・命令、景観形成推進事業の計画・実施等について、専門家の立場から指導と助言を行います。

<景観協議会の設置>

- ・景観形成に影響の大きい関係者（国・県・電線管理者・事業者等）や地域住民等と「景観協議会」を設立し、景観形成目標の共有化を図るとともに、景観形成のあり方、課題解決に向けて協議を進めます。

（例：松浦川、JR唐津線、主要道路が並行する沿線について、それぞれの管理者や地域住民と協力し、菜の花再生等の景観創出事業に取り組む など）

(2) 市民参加のしくみづくり

<景観まちづくり審議会地域部会の設置>

- ・審議会の下部組織として、合併前旧市町村単位で「景観まちづくり審議会地域部会」を設置します。
- ・地域部会では、各地域の景観まちづくりについて議論し、上部審議会と意見調整するとともに、地域の景観まちづくりを住民主導で実践します。
- ・地域部会は、地域審議会委員、地域住民、まちづくりグループ等で構成します。
- ・各支所が地域部会の事務局となり、地域のワークショップ等に参画します。

(3) 行政内の組織づくり

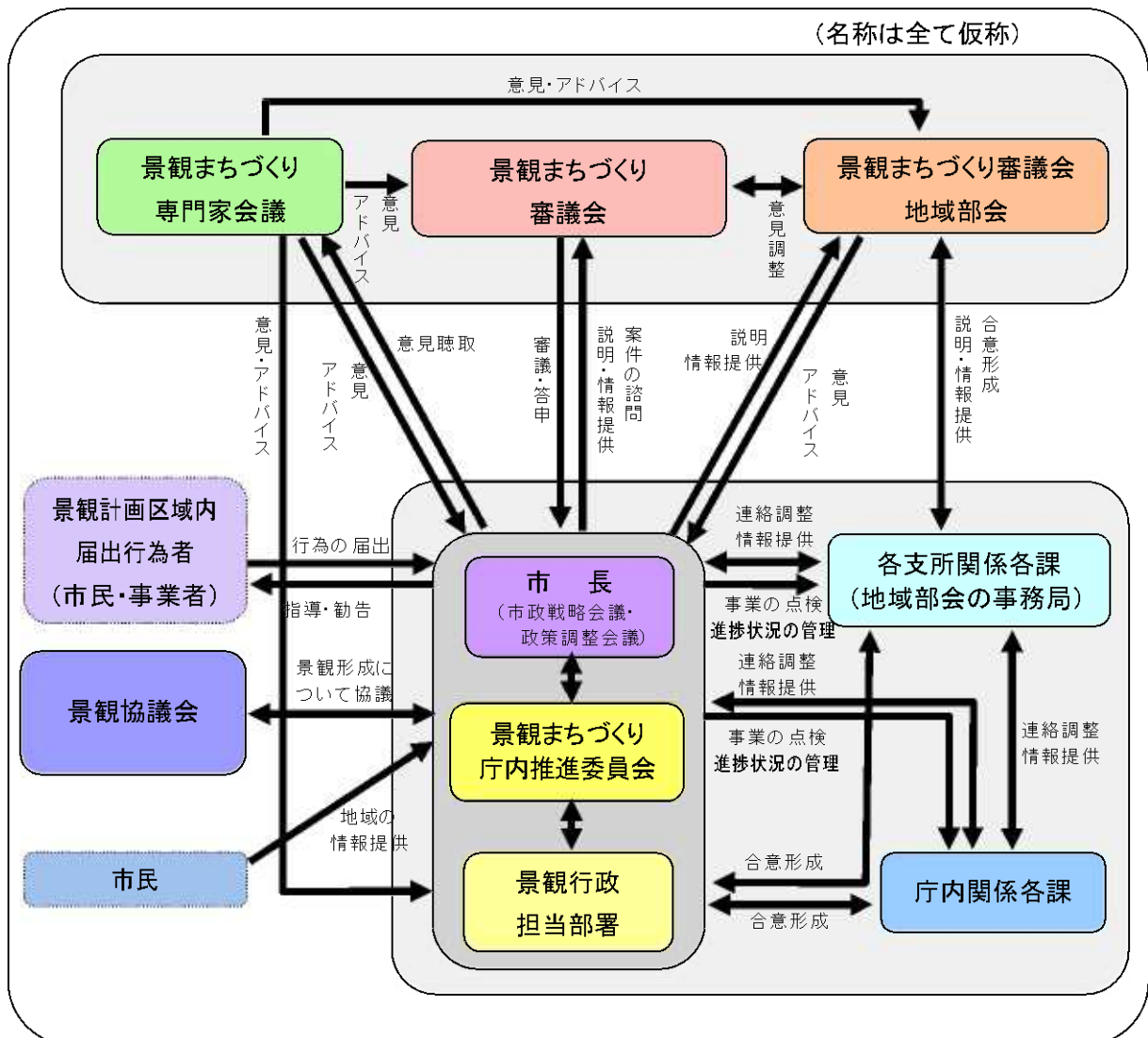
<景観まちづくり庁内推進委員会の設置>

- ・景観形成基本方針策定委員会を改編し、庁内関係課長等で構成する「景観まちづくり庁内推進委員会」（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- ・推進委員会は、市の政策・戦略に沿った景観形成推進事業の選定・協議・調整・推進の場とします。

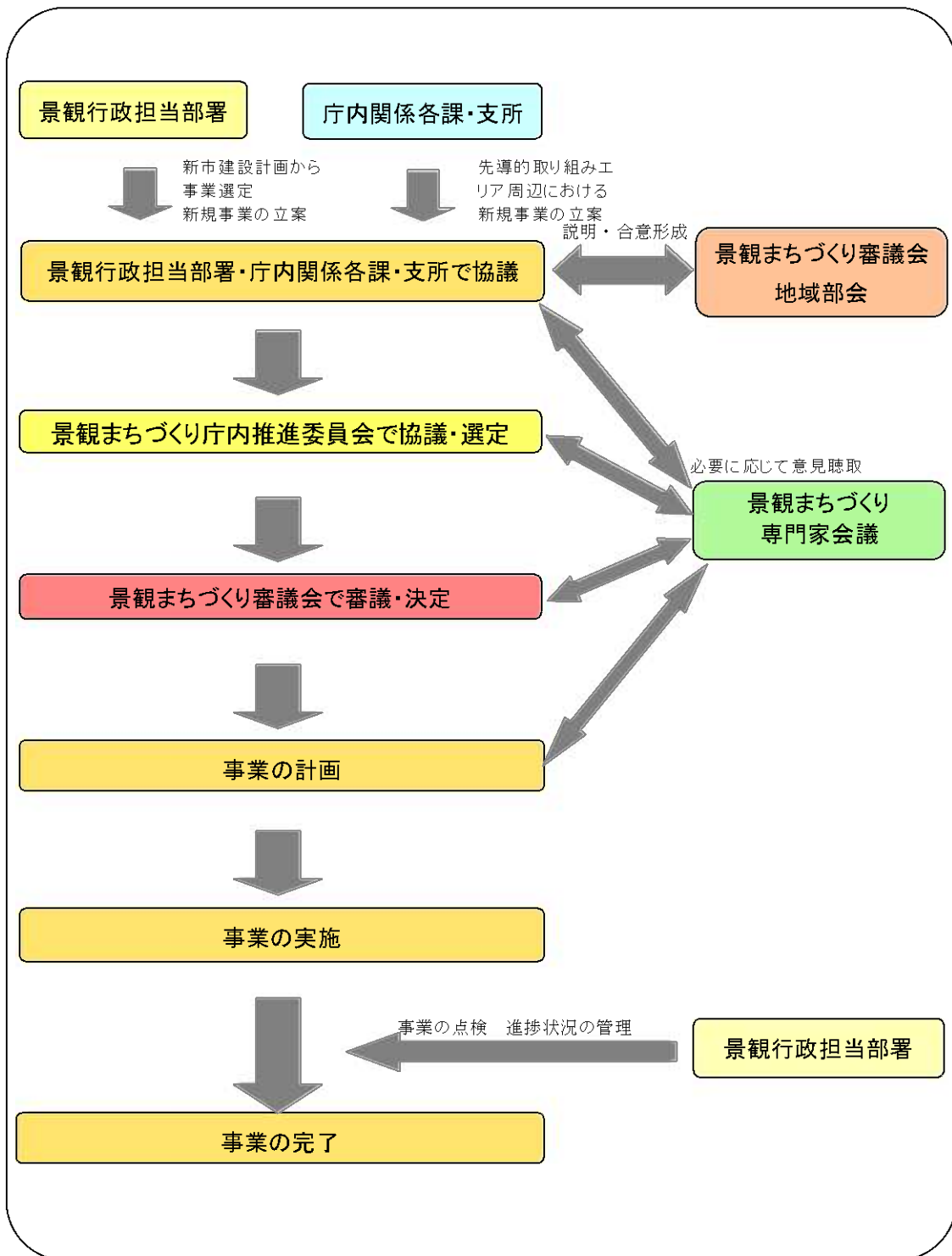
<景観行政担当部署の充実>

- ・景観行政の推進を図るため、全ての景観行政の窓口、各会議等の事務局である景観行政担当部署の充実について、組織の見直しを検討します。
- ・景観行政担当部署は、全ての景観形成推進事業の取りまとめ、情報の収集・分析・発信を行います。

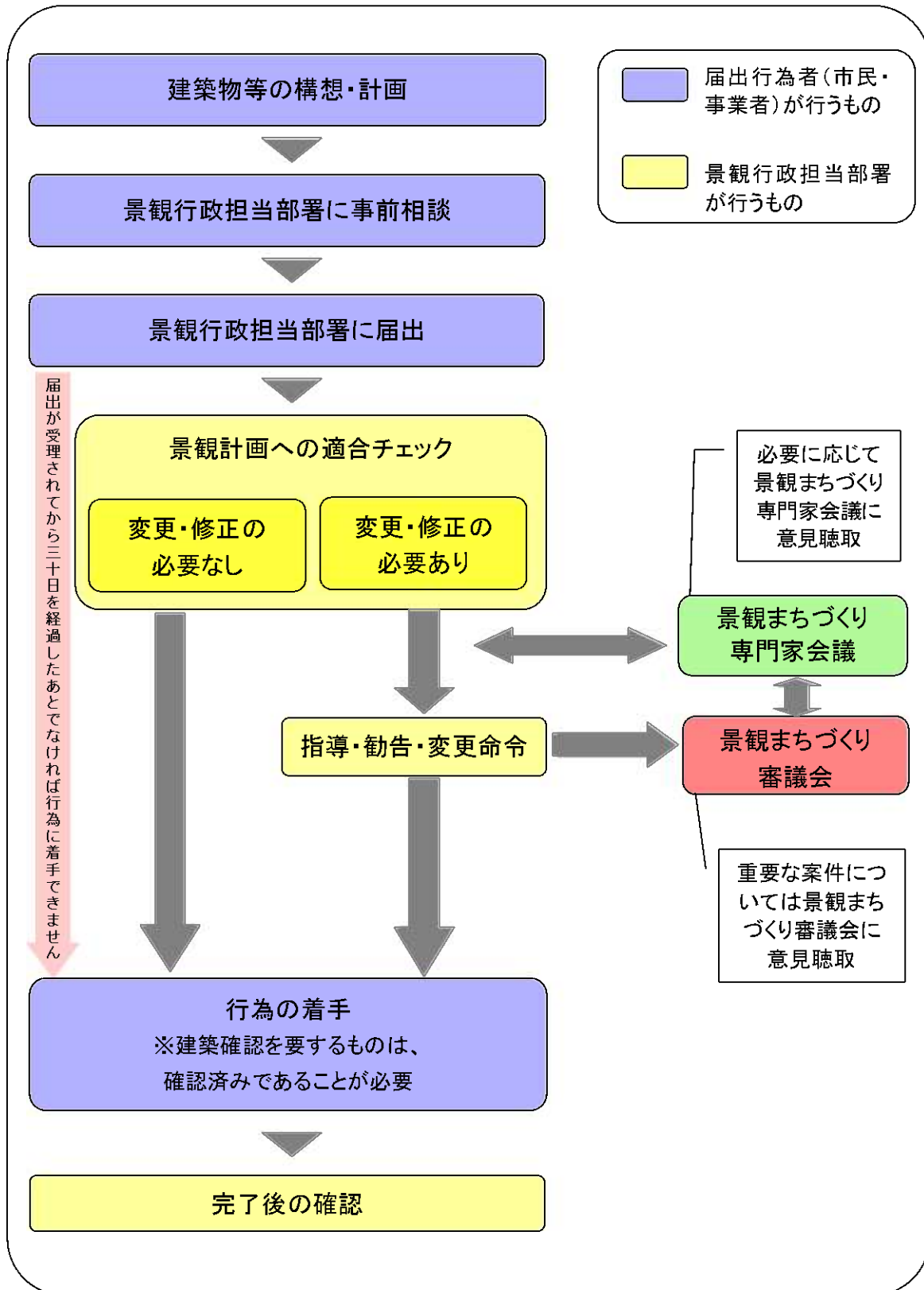
■ 推進体制のイメージ



■ 景観形成推進事業の実施イメージ



■ 景観計画区域内での届出・手続きのイメージ



資料

1 唐津市景観まちづくり懇話会

学識経験者3名と各地域の市民代表者11名による「唐津市景観まちづくり懇話会」を平成18年8月に設置し、新しい唐津市の多様で優れた景観をまちづくりの視点でとらえ、新市の将来的な活性化戦略を支える、唐津らしい景観づくりのあり方について議論を行いました。（計7回の懇話会を実施）

(1) 懇話会 名簿

| 区分 | 機関名 | 役職 | 氏名 | 専門分野 |
|---------|------------------------|-----|--------|---------------------|
| 学識経験者 | 九州大学 工学研究院 建設デザイン部門 | 助教授 | 樋口 明彦 | アーバンデザイン まちづくり 景観工学 |
| | 佐賀大学 理工学部都市工学科 | 助教授 | 三島 信雄 | 環境設計学 |
| | 福岡大学 工学部社会デザイン工学科 | 助教授 | 柴田 久 | 景観まちづくり |
| 地域市民・団体 | 唐津HOPPE研究会 | 会長 | 大浦 洪二 | 建築 |
| | からっ夢バンク | 代表 | 小島起代世 | まちづくり |
| | 唐津地域審議会 | 副会長 | 牟田 恭子 | 教育 |
| | 浜玉地域審議会 | 委員 | 山崎 慶子 | 地域づくり |
| | 相知地域審議会 | 委員 | 都市 右太雄 | 観光、商工 |
| | 北波多地域審議会 | 委員 | 富永 祐司 | 陶芸、教育、観光 |
| | 肥前地域審議会 | 副会長 | 山口 正 | 産業（農業） |
| | 鎮西地域審議会 | 委員 | 古舘 日登美 | 観光、商工 |
| | 呼子地域審議会 | 委員 | 山下 善平 | 商工 |
| | 七山地域審議会 | 委員 | 鬼塚 仁志 | 商工（造園） |
| | 厳木地域審議会 | 委員 | 宮地 伸嘉 | 地域づくり |

(2) 検討の経緯

| 開催回 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 第1回懇話会 (平成18年8月7日) | <ul style="list-style-type: none"> 懇話会の主旨説明およびスケジュールの確認 唐津市の目指すべき景観まちづくりの方向性について 唐津の景観資源の意見交換 |
| 第2回懇話会 (平成18年9月21日) | <ul style="list-style-type: none"> 景観法の概要 景観まちづくり戦略の骨子案 景観法をふまえた景観資源、景観ルートの意見交換 |
| 第3回懇話会 (平成18年10月20日) | <ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの先進事例紹介 懇話会各委員のおすすめの景観ルートの紹介 |
| 第4回懇話会 (平成18年11月17日) | <ul style="list-style-type: none"> 景観資源の現地視察 (マイクロバスに委員、事務局が乗り込み、現地状況の再確認) |
| 第5回懇話会 (平成18年12月22日) | <ul style="list-style-type: none"> 現地視察をふまえた景観資源の見直し、確認 市民アンケート結果の報告 |
| 第6回懇話会 (平成19年2月14日) | <ul style="list-style-type: none"> 唐津市景観形成基本方針（たたき台案）について 市内プロジェクト |
| 第7回懇話会 (平成19年2月28日) | <ul style="list-style-type: none"> 推進方策について 重要ルートの決定について 意見のとりまとめ |



2 唐津市景観形成基本方針策定委員会

学識経験者および唐津市庁内関係各課による「唐津市景観形成基本方針策定委員会」を設置し、本景観形成基本方針の策定および今後の唐津市の景観行政を円滑に行うための協議を行いました。（計3回の委員会を実施）

(1) 策定委員会 名簿

| 区分 | 機関名 | 役職 | 氏名 | 専門分野 |
|------------|------------------------|--------------|------------|------------------------|
| 学識 経験者 | 九州大学 工学研究院 建設デザイン部門 | 助教授 | 樋口 明彦 | アーバンデザイン まちづくり 景観工学 |
| | 佐賀大学 理工学部都市工学科 | 助教授 | 三島 信雄 | 環境設計学 |
| | 福岡大学 工学部社会デザイン工学科 | 助教授 | 柴田 久 | 景観まちづくり |
| 庁内 関係各課 | 総合政策部企画政策課 | 副部長 | 竹内 御木夫 | |
| | 総合政策部新市建設推進課 | 課長 | 井本 重壽 | |
| | 地域振興部地域振興課 | 課長 | 井上 常憲 | |
| | 市民環境部環境対策課 | 課長 | 岡崎 三代生 | |
| | 商工観光部商工振興課 | 副部長 | 坂本 通昭 | |
| | 商工観光部観光課 | 課長 | 牛草 英蔵 | |
| | 農林水産部農政課 | 副部長 | 平野 宗広 | |
| | 建設部道路河川課 | 課長 | 伊東 満 | |
| | 建設部公園課 | 課長 | 富田 幹博 | |
| | 教育委員会文化課 | 課長 | 田島 龍太 | |
| | 浜玉支所建設水道課 | 課長 | 佐々木 正信 | |
| | 葦木支所建設水道課 | 課長 | 田久保 秀敏 | |
| | 相知支所建設水道課 | 課長 | 仁部 善美 | |
| | 北波多支所建設水道課 | 課長 | 川添 哲也 | |
| | 肥前支所建設水道課 | 課長 | 岩本 常晴（第1回） | |
| 課長 | | 井上 源一（第2・3回） | | |
| 鎮西支所建設水道課 | 課長 | 市丸 六徳 | | |
| 呼子支所建設水道課 | 課長 | 宮田 満 | | |
| 七山支所建設水道課 | 課長 | 前野 隆二 | | |

(2) 検討の経緯

| 開催回 | 概 要 |
|------------------------|--|
| 第1回委員会 (平成18年11月2日) | <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基本方針策定の背景 ・景観形成基本方針の目的と役割について ・策定委員会スケジュール案について ・唐津市の景観まちづくりについて ・市民アンケートの内容の検討 |
| 第2回委員会 (平成19年2月9日) | <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの戦略、方針 ・景観まちづくりの地区、重点ルート、重点地区の検討 ・それぞれの取り組みイメージ |
| 第3回委員会 (平成19年3月6日) | <ul style="list-style-type: none"> ・唐津市景観まちづくりの推進方策について |

3 市民アンケート

本景観形成基本方針策定に当たり、唐津市民の景観に対する意識を把握するため、以下の市民アンケートを実施しました。

(1) 調査目的

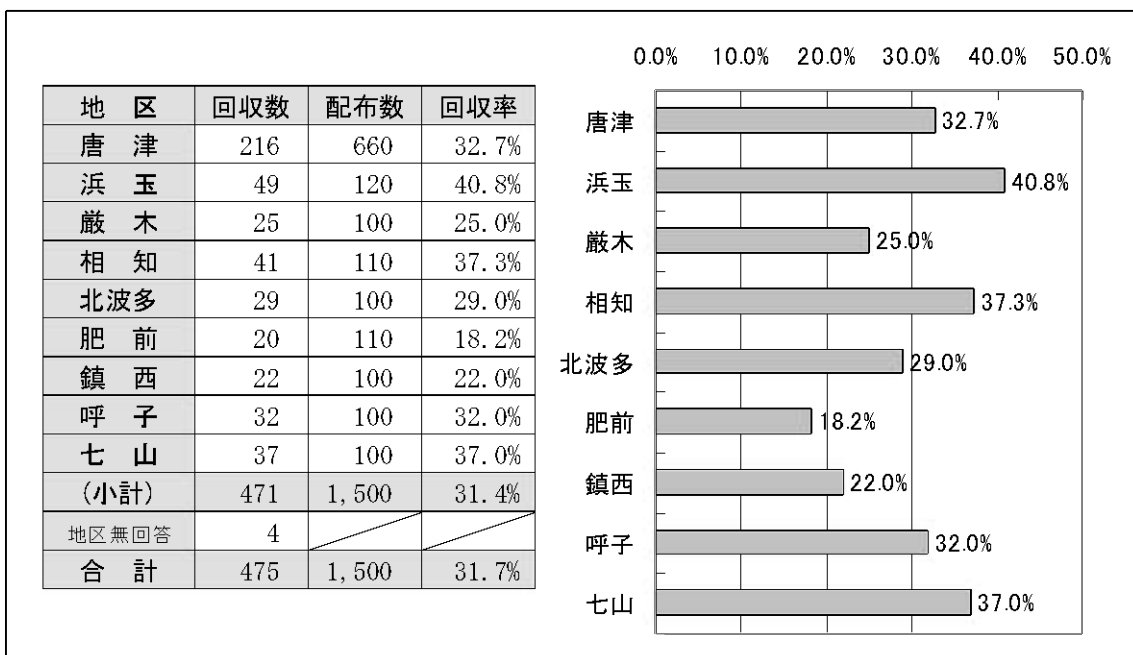
- ①市民の景観に対する価値意識の確認
- ②市民が誇りや安らぎを感じている“唐津らしい景観（心象風景も含む）”の把握
- ③守るべき景観と改善すべき景観に関する市民意識の把握
- ④市民の景観づくりへのニーズ、課題の把握

(2) 調査概要

- ①対象地域：唐津市全域
- ②対象者：18歳以上の全市民
- ③配布数：1,500票
- ④抽出方法：住民基本台帳による地域別無作為抽出
 - ・合併前の旧市町村を最小集計単位とし、各地区で回収数が30票以上確保できるように地区別の配布数を補正しました。（回収率を30%と設定し、地区別最小配布数100票としました）
- ⑤実施時期：平成18年11月17日（金）～11月27日（月）
- ⑥実施方法：郵送配布・郵送回収方式

(3) 実施結果

- ①回収数：475票（回収率31.7%）
（平成18年12月8日到着分まで集計対象）
- ②地区別回収状況：下表のとおり（調査結果は巻末（資料編）を参照）



地区別回収状況